

令和5年度  
学校保健講習会  
令和5年4月2日(日)

# 生徒指導提要の改訂について

文部科学省 初等中等教育局  
児童生徒課 課長 清重 隆信

# 生徒指導提要の改訂について

## 生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方**や**実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）**等について網羅的にまとめたもの**。

生徒指導提要

令和4年12月  
文部科学省

文部科学省

## 改訂の背景

- 平成22年に**生徒指導提要**が作成されて以降、**10年以上が経過**。
- 近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向**であるなど、**課題は深刻化**。また、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方等等、**提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化**。
- 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議※」において生徒指導提要の改訂を検討**。

※座長：八並光俊 東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授、副座長：新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授

## 改訂の基本的な方向性

### ●「積極的な生徒指導」の充実

- ✓ 児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。

### ● 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映

- ✓ 個別課題（いじめ、不登校、児童虐待、自殺、多様な背景を持つ児童生徒への対応等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映。

### ● 新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映

- ✓ 生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、児童生徒の発達の支援、チーム学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映。

※教職員や関係機関の職員等が参照しやすくなるように留意

## 改訂版の公表について

※12月6日付け事務連絡にて全国に公表した旨周知

### ● 生徒指導提要改訂版のURL・QRコード

- ✓ URL：  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshido\\_u/1404008\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshido_u/1404008_00001.htm)

- ✓ QRコード：右記のとおり。



### ● 生徒指導提要（改訂版）をデジタルテキストとして活用

- ✓ 教職員や教育委員会等の担当者だけでなく、医療や福祉、警察、司法等多くの学校関係者に読まれ、活用いただくことを想定
- ✓ 法律や通知等の関連情報に容易にアクセス可能

※ホームページにて活用ガイドも公開中。

# 生徒指導提要の目次構成

## 第Ⅰ部 生徒指導の基本的な進め方

### 第1章 生徒指導の基礎

- 1.1 生徒指導の意義 (生徒指導の定義と目的、実践上の視点、生徒指導の連関性 等)
- 1.2 生徒指導の構造 (2軸3層4類型 ( 発達支持・課題予防 (課題未然防止・課題早期発見対応) ・困難課題対応) 等)
- 1.3 生徒指導の方法 (児童生徒理解、集団指導・個別指導、ガイダンスとカウンセリング、チーム支援 等)
- 1.4 生徒指導の基盤 (教職員集団の同僚性、生徒指導マネジメントサイクル、家庭や地域の参画 等)
- 1.5 生徒指導の取組上の留意点 (児童生徒の権利の理解、ICTの活用、幼児教育との接続、社会的自立 等)

### 第2章 生徒指導と教育課程

- 2.1 児童生徒の発達を支える教育課程
- 2.2 教科の指導と生徒指導
- 2.3 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導
- 2.4 総合的な学習 (探究) の時間における生徒指導
- 2.5 特別活動における生徒指導

### 第3章 チーム学校による生徒指導体制

- 3.1 チーム学校における学校組織 (チーム学校、学校組織 等)
- 3.2 生徒指導体制 (生徒指導部・生徒指導主事、学年・校務分掌を横断する生徒指導体制、教職員の研修、年間指導計画 等)
- 3.3 教育相談体制 (基本的な考え方、教育相談活動の全校的展開、教育相談の研修、年間計画 等)
- 3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校 (生徒指導と教育相談の一体的連携、アセスメント)
- 3.5 危機管理体制 (学校安全、安全教育 等)
- 3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制 (校則、懲戒・体罰及び不適切な指導、出席停止措置 等)
- 3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働 (教育、医療、福祉、司法・警察、家庭、地域、NPO 等)

※関係機関の記載に当たっては、児童生徒の触法や福祉支援の際の仕組み・各機関の役割について記載。

## 第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導

- ・各章のリード文において、それぞれの章に係る現状や章の概要等について記載。※特定の時点における状況ではなく中長期的な状況につき記載。
- ・各章の節構成は、以下の内容を基本として、各章の内容に応じて名称や節・項の構成を検討。

- 1) 関連法規・基本方針等
- 2) 学校の組織体制と計画
- 3) 未然防止・早期発見・対応
- 4) 関係機関等との連携体制

第4章 いじめ

第5章 暴力行為

第6章 少年非行 (喫煙、飲酒、薬物乱用を含む)

第7章 児童虐待

第8章 自殺

第9章 中途退学

第10章 不登校

第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題

第12章 性に関する課題

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導※

※児童生徒の障害や健康問題等の個人的背景や家庭的背景 等

## 生徒指導提要の改訂に関する協力者会議 委員

浅野 明美	全国養護教諭連絡協議会顧問	七條 正典	高松大学発達科学部教授
新井 肇※	関西外国語大学外国語学部教授 ※「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」副座長	高田 直芳	埼玉県教育長
池辺 直孝	神奈川県立湘南高等学校長 全国高等学校長協会生徒指導研究委員会前委員長	土田 修	日本PTA全国協議会元副会長
石隈 利紀	東京成徳大学大学院心理学研究科長・教授	野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科特任教授
伊藤 美奈子	奈良女子大学大学院生活環境科学系教授	針谷 修	台東区保護司会会長（元早稲田中・高等学校教諭）
伊野 亘	独立行政法人国立青少年教育振興機構前理事	藤田 絵理子	和歌山県立医科大学小児成育医療支援室主事
井上 智朗	独立行政法人国立青少年教育振興機構理事	丸山 陽一	川口市教育委員会学校教育部次長兼指導課長
大字 弘一郎	世田谷区立下北沢小学校統括校長 全国連合小学校長会長	三田村 裕	八王子市立上柚木中学校長・全日本中学校長会元会長
岡田 俊	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所知的・発達障害研究部部長	三村 隆男	早稲田大学大学院教育学研究科教授
岡田 弘	東京聖栄大学健康栄養学部教授	宮寺 貴之	科学警察研究所犯罪行動科学部付主任研究官（兼）研究調整官
奥村 理加	八王子児童相談所児童福祉相談専門課長	八並 光俊※	東京理科大学教育支援機構教職教育センター 同大学院理学研究科科学教育専攻教授 ※「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」座長及びデジタルテキスト 作成者・編集責任者
栗原 慎二	広島大学大学院人間社会科学研究科教授	山下 一夫	鳴門教育大学参与
笹森 洋樹	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター上席総括研究員（兼）センター長		

## 委員以外の執筆協力者

押切 久遠	法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
瀧野 揚三	大阪教育大学教育学部教授
竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部准教授
中村 豊	東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授

## オブザーバー

小野 憲	前 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官
高橋 典久	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官
滝 充	国立教育政策研究所名誉所員
宮古 紀宏	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官（命）副センター長

## 1.1 生徒指導の意義

### ➤ 生徒指導とは・・・

- 児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

### ➤ 生徒指導の目的とは・・・

- 生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える。
- 生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力（深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）を身に付けることが重要。

### 生徒指導の 実践上の視点

- ✓ 自己存在感の感受  
⇒集団に個が埋没しないよう自己存在感等を実感できるよう工夫
- ✓ 共感的な人間関係の育成  
⇒支持的で創造的な学級・ホームルームづくり
- ✓ 自己決定の場の提供  
⇒「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- ✓ 安全・安心な風土の醸成  
⇒児童生徒による安心して学校生活を送れるような風土づくりを支援

## 1.2 生徒指導の構造

### 2軸3類4層構造による支援

**【2つの時間軸】**

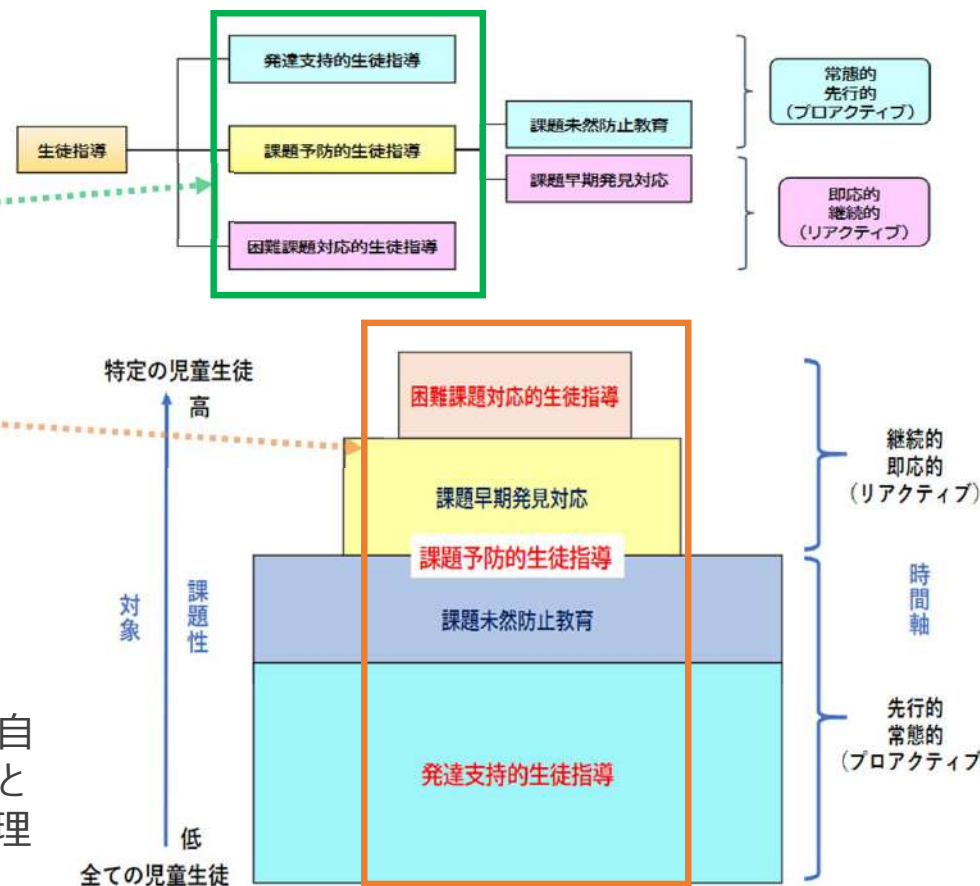
- プロアクティブ：課題が発生する前に常態的・先行的に行う
- リアクティブ：課題が生じた後に即応的・継続的に行う

**【対象範囲に基づく3つの類型】**

- 発達支持：全ての児童生徒
- 課題予防：全ての児童生徒または一部の児童生徒
- 困難課題対応：特定の生徒

**【対象及び課題性に基づく4つの層】**

- 発達支持：特定の課題を想定しない全ての児童生徒
- 未然防止：特定の課題を想定する全ての児童生徒
- 早期発見対応：特定の課題を想定する一部の児童生徒
- 困難課題対応：困難課題を抱える特定の生徒



### <生徒指導の重層的支援構造>

✓ **発達支持的生徒指導**

- 特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声掛け、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成。

✓ **課題予防的生徒指導：未然防止**

- 特定の課題を意識し、全ての児童生徒に対する生徒指導上の諸課題の発生を未然防止。  
(例) いじめ防止教育、自殺予防教育、薬物乱用防止教育など

✓ **課題予防的生徒指導：課題早期発見対応**

- 特定の課題を意識し、予兆が見られる等の一部の児童生徒の課題の深刻化を防止。  
(例) 成績の悪化等の変化に対し、いじめ・不登校、自殺等の深刻な事態が生じないように、教育相談や家庭訪問を実施

✓ **困難課題対応的生徒指導**

- 深刻な課題を抱える特定の生徒に対して組織的に対応。関係機関とも連携しつつ指導・援助。

## 1.3 生徒指導の方法

### ➤ 生徒指導の基本としての児童生徒理解

- 心理面、学習面、健康面、家庭面等から総合的に児童生徒を理解。
- 学級担任、教科担任、部活動の顧問等の複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加え、養護教諭、SCやSSW等の専門的立場からも理解が必要。児童生徒・保護者との生徒指導の方針に関する相互理解。

### ➤ 集団指導と個別指導

- 集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度を育成。役割分担の過程で各役割の重要性を学び、協調性を身に付ける。
- 個別指導では、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面において、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することの二つの概念。個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導が大切。

### ➤ ガイダンスとカウンセリング

- ガイダンスの観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成等に関して、組織的・計画的に全ての児童生徒に情報提供や説明を実施。カウンセリングの観点から、児童生徒から悩みを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報の提供等を通して、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定できるよう相談・助言等を個別に行う。

### ➤ チーム支援による組織的対応

- 対応が難しい場合は、担任が一人で抱え込まず、学校内の生徒指導主事やSC、SSW等と連携・協働し校内連携型支援チームで組織的に対応。深刻な課題では、校外の関係機関等とのネットワーク型支援チームによる組織的対応が必要。
- チーム支援では、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、保護者、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、支援チームを編成。組織的・計画的に実践。個人情報扱うにあたり、守秘義務や説明責任等に注意。

## 1.4 生徒指導の基盤

### ➤ 教職員集団の同僚性

- 組織的かつ効果的に生徒指導を実践するためには、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性が基盤。
- 困ったときに、相談にのってもらえる、改善策や打開策を親身に考えてもらえる等、職場における受容的・支持的・相互扶助的人間関係が形成されており、組織として一体的な動きがとれるかが鍵。教職員のメンタルヘルスを良好に保つことも重要。

### ➤ 生徒指導のマネジメント

- PDCAサイクルによる取組の実施。(P：生徒指導計画、D：実施、C：点検・評価、A：次年度への改善)
- PDCAサイクルの推進に当たっては、管理職のリーダーシップと、保護者の学校理解や教職員理解が重要。

### ➤ 家庭や地域の参画

- 「社会に開かれた生徒指導」として推進を図ることが重要。コミュニティスクールや地域学校協働活動を活用。

## 1.5 生徒指導の取扱上の留意点

### ➤ 児童生徒の権利の理解

#### ＜児童の権利に関する条約（平成6年批准）＞

- 児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切に教育が行われることが必要。①差別の禁止、②児童の最善の利益、③生命・生存・発達に対する権利、④意見表明権の4つの原則が規定。同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須。

#### ＜こども基本法（令和4年公布）＞

- 日本国憲法及び児童の権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長でき、こどもの心身の状況や環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。
- 全てのこどもが差別的取扱いを受けないようにすることや、年齢及び発達の段階に応じて自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会の確保等が規定。

### ➤ ICTの利活用

- 生徒指導と学習指導のデータ関連付け、悩みを抱える児童生徒の早期発見、不登校児童生徒や病気療養中の児童生徒への学習支援に活用。

### ➤ 幼児教育との接続

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を幼保小の教職員で共通理解。

(※) ①健康な心と体、②自立心、③協同性、④道徳性・規範意識の芽生え、⑤社会生活との関わり、⑥思考力の芽生え、⑦自然との関わり・生命尊重、⑧数量や図形、標識や文字等への関心・感覚、⑨言葉による伝え合い、⑩豊かな感性と表現の10項目

### ➤ 社会的自立に向けた取組

- 日頃から児童生徒の社会的自立に向けた支援を行い、生涯を見通したキャリア教育や適切な進路指導を行うことも重要。



## 2.1 児童生徒の発達を支える教育課程

- 学習指導の目的を達成する上で、また生徒指導上の諸課題を生まないためにも、教育課程における生徒指導の働きかけは不可欠。
- 学習指導要領では、学習指導と生徒指導は相互に深く関わるものであり、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ることを重視。特に、学習指導要領の趣旨の実現に向けては、発達支持的生徒指導の考え方が役立つ。
- 学級・ホームルーム経営においても、児童生徒の発達を支えるという視点が重要であり、自発的自治的な活動を通して、お互いを尊重し合い、よさや可能性を発揮し合えるような学級・ホームルーム集団になることで、個々児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成。

※学習指導要領「総則」における記述

- 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、「子供一人一人の発達をどのように支援するか」という児童生徒の発達を支える視点に立つことが重要。
- 具体的には、①学級（ホームルーム）経営の充実 ②生徒指導の充実 ③キャリア教育の充実 ④指導方法や指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実。

## 2.2 教科の指導と生徒指導

- 教科指導を進めるに当たっては、教科の目標と生徒指導のつながりを意識しながら指導を行うことが重要。
- 個々の児童生徒の習熟の程度など、その学習状況を踏まえた個に応じた指導に取り組むとともに、児童生徒間の交流を図るなど、集団指導ならではの工夫をこらし、可能な範囲で生徒指導を意識した授業を行うことが大切。
- 児童生徒一人一人の学習状況のきめ細かな把握に努め、児童生徒一人一人に対するきめ細かで、継続的で確かな児童生徒理解に基づく個に応じた指導の充実は、生徒指導の面からも不可欠。
- 授業に関連する児童生徒理解を通じて得た情報に基づいて、当該児童生徒に対する配慮事項、指導や支援目標の設定、具体的な指導や支援方法を明確にして、関連する教職員が情報共有し、チームで実践。
- 授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場。 教員が学習指導と生徒指導の専門性を合わせもつという日本型学校教育の強みを活かした、授業づくりが児童生徒の発達を支える。

## 2.3 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導

- 道徳科の特質は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養う（括弧内は中学校）こと。
- 道徳科の授業では、その特質を踏まえ、生徒指導上の様々な問題に児童生徒が主体的に対処できる実効性ある力の基盤となる道徳性の育成が求められており、道徳科の授業と生徒指導には、以下のような相互補完関係がある。

### ①道徳科の授業の充実に資する生徒指導

- 発達支持的生徒指導の充実に資することは、自らの生き方と関わらせながら学習を進めていく態度を身に付け、道徳科の授業の充実に資する。
- 生徒指導の観点で実施した調査結果（児童生徒理解のための質問紙調査など）を、道徳科の授業の導入やまとめで活用。生徒指導上の問題を題材とした教材を用いることで、児童生徒の道徳的価値についての理解を一層深める。
- 発達支持的生徒指導とともに、一人一人の悩みや問題（困難課題対応的生徒指導）を解決したり、柔軟に教室内の座席の配置やグループの編成を弾力化（課題予防的生徒指導）したりするなどの指導によって、道徳科の授業を一層充実。

### ②生徒指導の充実に資する道徳科の授業

- 授業で児童生徒の悩みや心の揺れ、葛藤などを生きる課題として取り上げ、児童生徒の道徳的実践につながる力を育てることは、生徒指導上の悩みを持つ児童生徒を温かく包み、その指導効果を上げる。
- 道徳科の授業で指導する内容はそのまま発達支持的生徒指導につなぐことができる。
- 道徳科の授業の学習過程において、教員と児童生徒及び児童生徒相互のコミュニケーションを通して人間的な触れ合いの機会を重視。これは発達支持的生徒指導につながるもの。特に、道徳科の指導では、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習など多様な方法を取り入れた指導の工夫が求められている。

## 2.4 総合的な学習（探究）の時間における生徒指導

- 探究的な学習を実現する探究のプロセスを意識した学習活動（①課題設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現を発展的に繰り返す）では、「自己指導能力」を育むことが目指される。更に、高等学校では、小・中学校における総合的な学習の時間の成果を生かしつつ、探究が高度化し、自律的に行われるようにするとともに、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、自ら課題を発見し解決していくための資質・能力が求められる。
- こうした活動において、教員は、児童生徒一人一人が持つ本来の力を引き出し、伸ばすよう適切に支援することが大切。児童生徒の姿に積極的に寄り添い、よりよく児童生徒の学習を支えるとともに、その主体性が発揮できるように、学習状況に応じて適切に指導。
- 総合的な学習（探究）の時間を充実させることは、自己指導能力の育成にもつながり、生徒指導の充実にもつながるもの。
- 他者と協働的に取り組むことで、自分とは異なる見方、考え方があることに気づき、解決への糸口もつかみやすくなる。校外の人々との交流は、社会参画意識の醸成に寄与。

## 2.5 特別活動における生徒指導

- 特別活動は、集団活動を通して生徒指導の目的に直接迫る学習活動。特別活動の基本的な性格と生徒指導との関わりは以下のよう考えることができる。
- ① 所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶ  
⇒特別活動の内容の特質に応じて、可能な限り児童生徒の自主性を尊重し、創意を生かし、目標達成の喜びを味わわせるようにすること。児童生徒の自発的、自治的な活動を重んじ、成就感や自信の獲得につながるような間接的な援助に努めることも大切。
  - ② 集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ  
⇒様々な人間関係の中で、児童生徒が協力し合って生活づくりや生活問題の解決に取り組んだり、生活や学習への適応などに関する学習に取り組む。こうした集団活動においてこそ、個性を生かし、持てる能力を発揮して協働し、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学びながら社会的自立に向けて人間的成長を図る。
  - ③ 集団としての連帯意識を高め、集団や社会の形成者としての望ましい態度や行動の在り方を学ぶ  
⇒児童生徒にとって望ましい学級・ホームルーム、学校などの集団をつくるのが、同時に、自らの成長を促進させる。集団や社会の形成者としての連帯感や連帯意識、責任感を養うようにすることが大切。

### 特別活動の各活動・学校行事について

#### <学級活動・ホームルーム活動>

・学級活動・ホームルーム活動における自発的、自治的な活動は、学級経営の充実に資するものであるとともに、学校生活の基盤づくり並びに、グループ学習等の協働的な学習の基盤づくりに貢献する重要な役割。

・いじめの背景には、学級・ホームルーム内の人間関係に起因する問題が多く指摘されており、学級活動・ホームルーム活動の充実が課題予防的生徒指導として一層重要。

※学級活動・ホームルーム活動における視点

学級活動・ホームルーム活動が、

①児童生徒の自主的、実践的な態度や、健全な生活態度が育つ場であること ②発達支持的生徒指導を行う中核的な場であること

③学業生活の充実や進路選択の能力の育成を図る教育活動の要の時間であること

#### <児童会活動・生徒会活動、クラブ活動>

・異年齢集団活動を通して望ましい人間関係、より大きな集団の一員として役割を分担し合う態度及び自主的な態度の在り方を学ぶ教育活動。

・児童会活動・生徒会活動は、児童生徒の自治的能力や主権者としての意識を高める上で重要。

#### <学校行事>

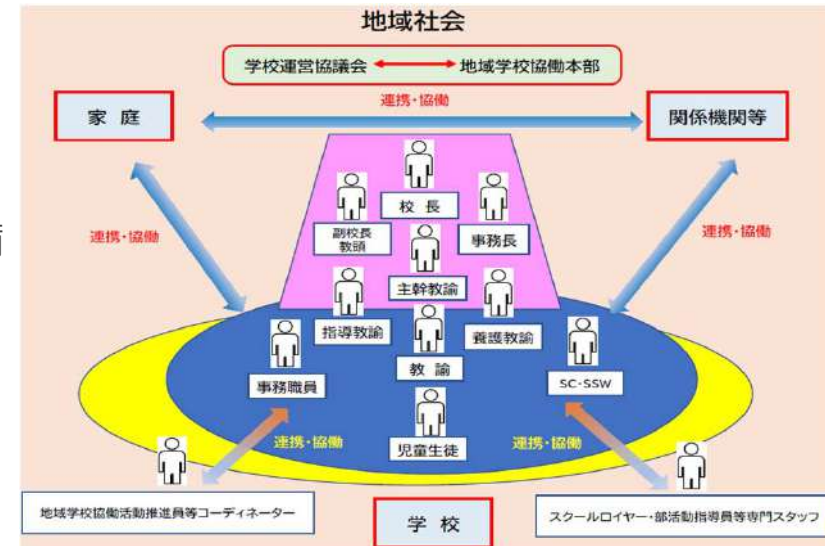
・学級の場を超えた大きな集団で行われる学校行事では、普段経験する機会が少ない活動が行われることで、よりよい人間関係の構築や豊かで充実した学校づくりにつながる。

・協力し合い、支え合うなどの体験活動を通じて、いじめ問題や不登校などが改善された実践事例も報告されている。

### 3.1 チーム学校における学校組織体制

#### ➤ チーム学校とは・・・

- 平成27年に中教審が「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」を答申。チーム学校が求められる背景として以下の観点を指摘。
  - ✓ 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備
  - ✓ 複雑化・多様化した問題や課題を解決するための体制整備
  - ✓ 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備
- チーム学校とは、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」として定義。
- 学校がチームとして機能するためには、教職員同士はもとより、教育の専門性を有する教員とSCやSSW等の多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが重要。



### 3.2 生徒指導体制

#### ➤ 生徒指導の中核となる生徒指導部

- 生徒指導主事と各学年の生徒指導担当、教育相談コーディネーターや養護教諭、SCやSSW等で構成。定例会等は管理職も参加し、学校全体の生徒指導を推進。生徒指導体制とは、学校として生徒指導の方針・基準を定め、年間の生徒指導計画に組み込むとともに、校内研修を通じて教職員間で共有し、一貫性のある生徒指導を行うことができる校内体制。

#### ➤ 生徒指導体制の構築には、生徒指導部のほか、学年や校務分掌を横断した体制が重要

- 管理職のリーダーシップの下、モデルリーダーによる横のつながりが不可欠。
- 生徒指導の方針・基準の明確化、具体化により、教職員によってバラバラに実践されることを防止。
- 全ての教職員による共通理解・共通実践の下、粘り強く組織的な指導・援助が重要。
- 児童生徒や保護者、教職員の声を聴き、不断の見直しと適切な評価、改善。

#### ➤ 教職員の研修

- 校内外の研修を通じて方針や基準を共有。学校組織として、組織改善を継続し、組織力の向上を図る。

#### ➤ 生徒指導の年間計画

- 事後対応だけでなく、発達支持や未然防止に関する目標や基本方針を計画に位置づけ。

### 3.3 教育相談体制

#### 【教育相談の体制】

##### ➤ 機動的な少人数の支援チーム

担任＋コーディネーター役の教職員で構成

##### ➤ 児童生徒理解や支援方針の共通理解を得るため多様なメンバーで構成される支援チーム

少人数チーム＋SCやSSW、学年主任や生徒指導主事など各分掌の主任等で構成

##### ➤ 学校外の関係機関等と連携したチーム

校内での対応が困難な場合に、教育相談コーディネーターを中心に他機関と連携した体制を整備

#### 【4類型に基づく教育相談の方法】

##### ➤ 発達支持的教育相談

・ 様々な資質や能力の積極的な獲得を支援。個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるもの。

##### ➤ 課題予防的教育相談：課題未然防止教育

・ 全ての児童生徒にいじめや暴力等を防止するプログラムをSCと協力し企画。

##### ➤ 課題予防的教育相談：課題早期発見対応

・ 丁寧な関わり、観察、定期的な面接、作品の活用、質問紙調査等の方法を用いて悩みを持つ児童生徒を早期発見。

・ スクリーニング会議、リスト化と定期的な情報更新、個別の支援計画、グループ面接、関係機関を含めた学校内外のネットワーク型支援を通じて早期に対応。

##### ➤ 困難課題対応的教育相談

・ 教育相談コーディネーターを中心に情報を収集し、SCやSSWの専門性を生かしながらアセスメントを行い、地域の関係機関と連携・協働して支援を講じる。

#### 【教職員の研修】

➤ 心理学、カウンセリング技法、心理面に関する教育プログラムについての知識・技法に加え、医療・福祉・発達・司法についての基礎的知識を獲得する。

#### 【教育相談の年間計画】

➤ 学校の教育計画の全体の中に教育相談の全体計画を位置づけ、それに基づき年間計画を作成。

#### 教育相談を行うに当たって教職員に求められる姿勢

- ① 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- ② 児童生徒の状態が変われば指導方法も変わり、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- ③ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。

### 3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校

- 生徒指導と教育相談は、考え方に重なる部分もあり、両者があいまって初めて、包括的な児童生徒支援が可能。
- 教育相談の基盤となる心理学の理論やカウンセリングの考え方、技法は児童生徒理解において有効な方法を提供。
- 複合的・重層的な課題を抱えた児童生徒に対しては、校務分掌等の分野の垣根を越えた包括的な支援体制が求められる。

#### 【困難課題対応・課題早期発見対応】

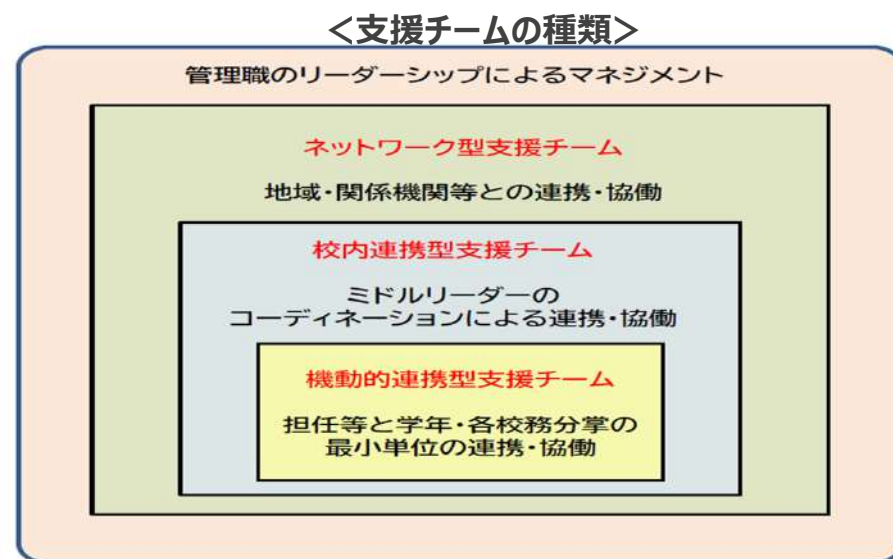
- ① チーム支援の判断とアセスメントの実施
  - 校務分掌や学年を横断したチーム支援の必要性について検討。
  - 生物・心理・社会モデル（BPSモデル）によるアセスメント。
- ② 課題の明確化と目標の共有
- ③ チーム支援計画の作成
  - 何を目標に、誰がどこでどのような支援をいつまでに行うか、支援チームを編成。
- ④ チーム支援の実践
  - 定期的にケース会議を開き、関係者間で情報を共有し、記録を保持するとともに管理職に報告・連絡・相談。
- ⑤ 点検や評価に基づくチーム支援の終結・継続

#### 【発達支持及び課題未然防止】

- ①状況のアセスメントとチームの編成
- ②取組の方向性の明確化と目標の共有
- ③取組プランの作成
- ④取組の具体的展開
- ⑤点検・評価に基づく取組の改善・更新

### 3.5 危機管理体制

- リスクマネジメント（事前対応）：安全管理と安全教育を密接に関連させて進めていく必要
  - ①危機管理マニュアルの整備
  - ②危機対応のシミュレーション訓練等の実践的研修
  - ③日常観察や未然防止教育等の実施
- クライシスマネジメント（事後対応）：学校運営と心のケアに関する迅速かつ適切な対応
  - ①安全確認等の初期段階の対応と早期の介入
  - ②心のケアや心身の回復的な支援などの中長期の支援
  - ③再発防止への取組



## 3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制

### ➤ 校則の運用と見直し

#### 【校則とは】

- 児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的に校長によって制定される。

#### 【校則に基づく指導】

- 何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解し、児童生徒が自主的に守るように指導。
- 学校のHP等に公開したり、制定した背景を示すことが重要。

#### 【校則の見直し】

- 学校や地域の状況、社会の変化を踏まえ、不断の見直しが必要。
- 児童会・生徒会や保護者会を活用したり、見直しの手続きを示すことが重要。
- 児童生徒の主体的な関与は、身近な課題を自ら解決する等の教育的意義がある。

### ➤ 懲戒と体罰、不適切指導

- 体罰は学校教育法で禁止されており、体罰によらず児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう粘り強く指導することが重要。
- 体罰でなくとも、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すといった不適切指導は児童生徒の精神を追い詰めかねないことに留意。
- 指導を行った後には、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローが大切。

#### （不適切指導の例）

- ✓ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ✓ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ✓ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ✓ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ✓ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ✓ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ✓ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

### ➤ 出席停止措置

- 学校教育法に基づき、市町村教育委員会が規定に基づき対応。
- 学習の支援など教育上必要な措置を講じるとともに、学校への円滑な復帰を支援。

# 校則の見直し等に関する取組事例について①

(教育委員会)

## 岐阜県教育委員会

- 平成30年9月、県立高等学校に対し、実態に即した運用や指導ができているか等の観点から、校則を見直すよう通知。
- 平成31年2月、校則の見直し状況について実態調査を実施。(対象:県立高等学校)
  - 〔・制服着用時の下着の色等を制限:16校(26%) ・外泊・旅行の届け出や許可を求める:46校(75%)〕
  - ※これらの校則については、見直しを促した結果、全て改定済。
- 令和元年11月、校則を県立高等学校のホームページへ掲載するよう依頼するとともに、見直し状況を再調査。
- 令和3年5月、県立学校に対し、校則について、以下の旨などを再通知。
  - ・スクール・ポリシーの策定も考慮し、学校運営協議会等で議論すること。
  - ・生徒が考える機会を設定するとともに、改定手続きを明文化するなど、生徒・保護者に周知すること。

## 長崎県教育委員会

- 令和2～3年にかけて、校則の内容について、実態調査を実施。(対象:県立高等学校、県内公立中学校)
  - 〔・下着の色を「白」に指定している学校:138校(58%)〕
- 令和3年3月、県立学校に対し、人権に配慮した内容となっているかという観点等から、校則の見直しを行うことなどを通知。

## 鹿児島県教育委員会

- 令和2年度までの3年間における校則の見直し状況について、実態調査を実施。(対象:県内公立小・中・高等学校)。
  - 〔校則の内容を改定した学校数 ※全学校で校則の内容の定期的な見直しは行われている。〕
    - ・小学校:297校(64%) ・中学校146校(69%) ・高等学校58校(97%)
- 各学校に対し、校則の内容は、児童生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況等を踏まえ、絶えず積極的に見直す必要があることなどを周知。



# 校則の見直し等に関する取組事例について②

(学校)

## 公立中学校における取組事例

(生徒間における校則についての議論)

- 校則の見直しのため、各学級で校則の見直してほしい箇所、学校生活上のルールで変更してほしいことを議論。
- 生徒総会で校則を議題に取り上げ、生徒間で協議を実施。協議を踏まえ、生徒会から学校側へ校則の見直しに関する要望を提出。

(生徒の要望を踏まえた校則の見直し)

- 生徒たちの要望を踏まえ、学校側でも校則の見直しについて協議し、身なり等に関する校則を改定。

## 公立高等学校における取組事例

(校則に関する生徒・保護者・地域へのヒアリング)

- 学校側が中心となって、学校評議員会、PTA会議、生徒会に対し、現行の校則に関して、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取し、それを踏まえて校則を改定。

(校則のホームページ掲載)

- 生徒、保護者、地域の校則に関する意識を高めるとともに、学校における見直しを促すため、校則を学校のホームページに掲載。

(入学希望者への校則の周知)

- 児童生徒・保護者との共通理解を図るため、学校への入学を希望する中学生を対象とした学校説明会において校則の内容等について説明。

### 3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働①

#### ▶ 学校と家庭の連携

- 学校は、家庭とのパートナーシップを築くことが不可欠。保護者が学校の教育活動に積極的に参加することは、生徒指導にも効果的。
- 保護者との関係づくりには、学級だより等の通信、保護者会、PTA、三者面談、学校行事等を活用。
- 学校の教育目標や校則、諸課題への対応方針等を保護者に周知し合意形成を図ることが望ましい。
- 家庭の貧困等、保護者への支援が必要な場合は、SSWと連携して支援。

#### ▶ 学校と地域の連携

- コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な取組を通じた「学校を核とした地域づくり」が目指されている。
- 地域学校協働活動の取組は、生徒指導（特に発達支持的生徒指導）やキャリア教育の範疇に入るものなど多岐に渡り、学校の学びを地域での体験活動や実践活動を通して現実社会と接続させ、社会に開かれた教育課程を実現していく上で、重要な連携・協働の在り方。

#### ▶ 学校と教育委員会の連携

##### 【生徒指導担当の指導主事】

- 生徒指導上の諸課題が生じた際、校長が自らのリーダーシップのもと、生徒指導担当の指導主事と連絡を取り合い対応策を検討。
- 必要に応じ、SC、SSW、スクールロイヤー、スクールサポーター等の学校現場への派遣を調整。

##### 【教育支援センター】

- 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、学校生活への復帰も視野に、在籍校と連携しつつ、個別カウンセリングや少人数のグループ活動、教科指導等を組織的・計画的に実施。
- 通所を希望しない児童生徒に対しても訪問型支援や、児童生徒理解・支援シートに基づくコンサルテーション等も行う。

##### 【スクールロイヤー】

- いじめや虐待の事案への対応における助言、保護者や地域住民からの過剰な要求や学校事故への対応などに加え、法教育等に係る研修や出張授業を行う。

### 3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働②

#### ➤ 学校と警察・司法との連携

##### 【警察】

- 非行などの刑罰法令に抵触する行為に対処するため、スクールサポーターの学校への派遣など、課題解決的な指導上の連携。
- 警察署、少年サポートセンター、少年補導職員などと連携した非行防止教室など、課題予防的生徒指導上の連携。
- 学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度を活用した連携体制の構築。

##### 【司法】

- 法務少年支援センター（少年鑑別所）を活用し、心理検査、問題行動の分析、指導方法等の提案、心理相談など、問題行動の背景にある考え方や行動の癖や偏りに目を向けて、良い対処方法を学んだりすることを促す教育や、法教育に関する出張授業等を行う。
- 非行少年の対応にあたり、更生保護サポートセンター等において、保護観察官や保護司と連携して立ち直り支援や再発防止を行う。

#### ➤ 学校と福祉の連携

- 児童虐待が疑われる場合、学校は児童相談所や市町村の虐待担当課に速やかに通告や情報提供を行う。
- 個人情報の共有が可能な「要保護児童対策地域協議会」において、子供や保護者に関する情報交換や支援内容を関係機関と協議する。
- 虐待の情報管理や学校・教育委員会と児童相談所、警察との連携に関して新たに下記のルールが決定。
  - ①保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合に、情報元を伝えないこと
  - ②保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合、速やかに自治体、警察等と情報共有し、連携して対応
  - ③要保護児童対策地域協議会が児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている児童生徒や、児童相談所が情報提供が必要と認める児童生徒について引き続き7日以上欠席した場合は、速やかに市町村又は児童相談所に連絡すること

#### ➤ 学校と医療・保健の連携

- 児童生徒の発達の特性に対する診断や診療を医療機関で行い、関係する校務分掌上の部会や委員会で共有し、生徒指導に生かす。
- 医療機関が未受診の場合、管理職、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SC等を中心に、組織で情報共有し、支援の方針を協議し、保護者との関係を構築した上で医療機関の受診を勧める。

#### ➤ 学校とNPO法人の連携

- 地域の実態に応じ、職業的自立支援、不登校児童生徒へのアウトリーチ型支援、フリースクールの運営など様々な取組があり、地方自治体等だけでは提供できない分野の支援を補う。

## 令和3年度

## 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

I 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

さらに、本調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するもの。

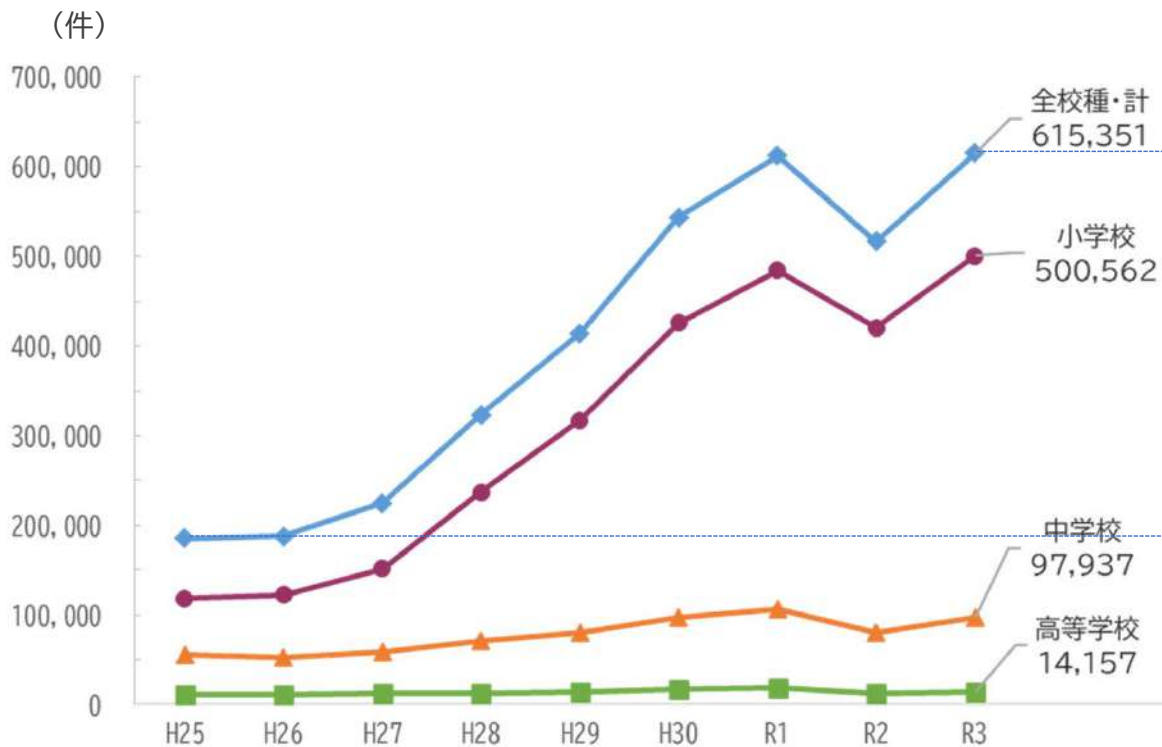
II 調査対象期間 令和3年度間III 調査項目(調査対象)

- |                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 暴力行為             | 国公立小・中・高等学校                        |
| 2 いじめ              | 国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 3 出席停止             | 市町村教育委員会                           |
| 4 小・中学校の長期欠席(不登校等) | 国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会        |
| 5 高等学校の長期欠席(不登校等)  | 国公立高等学校                            |
| 6 高等学校中途退学等        | 国公立高等学校                            |
| 7 自殺               | 国公立小・中・高等学校                        |
| 8 教育相談             | 都道府県・市町村教育委員会                      |

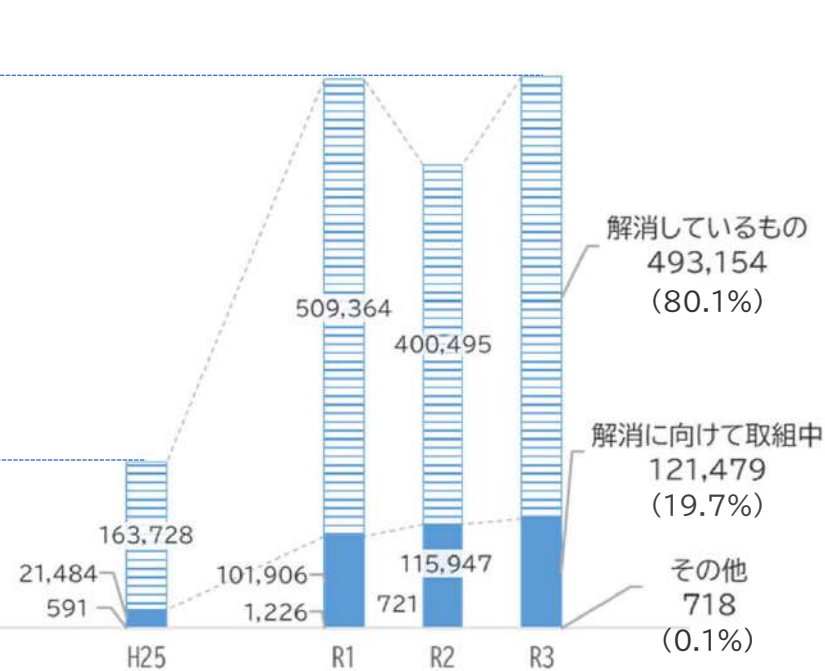


# いじめの状況について

## いじめの認知件数の推移



## いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



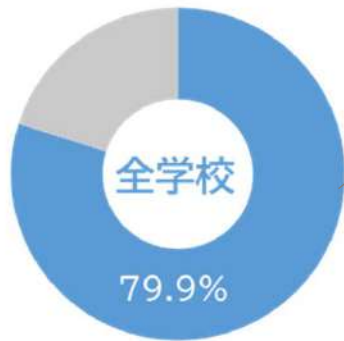
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**615,351件**(前年度517,163件)であり、前年度に比べ**98,188件(19.0%)**増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は**47.7件**(前年度39.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは493,154件(80.1%)**であった。

# いじめの状況について

## いじめを認知した学校数の割合



前年度より +1.0%

いじめを認知した学校数  
29,210 校 / 36,563校

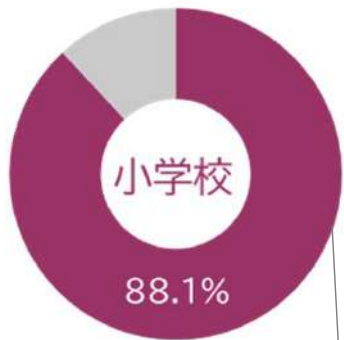
1校当たりの認知件数 16.8件 ↑  
(前年度 14.1件)

「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」(平成27年12月22日付け児童生徒課長通知)にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われた。

### 【通知より抜粋】

いじめを認知していない学校…(略)…にあっては真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

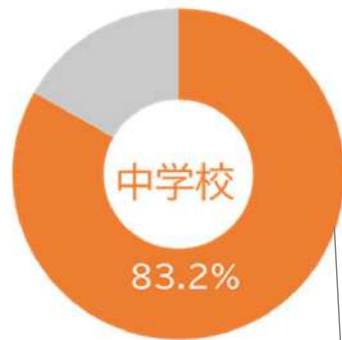
## 学校種別の状況



前年度より +1.7%

いじめを認知した学校数  
17,163 校 / 19,487校

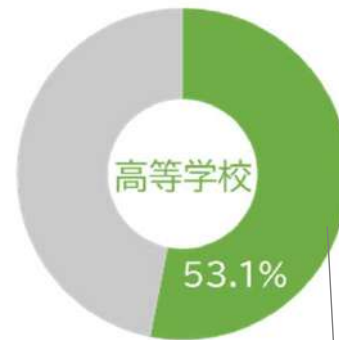
1校当たりの認知件数 25.7 件  
(前年度 21.4 件)



前年度より +1.0%

いじめを認知した学校数  
8,557 校 / 10,283校

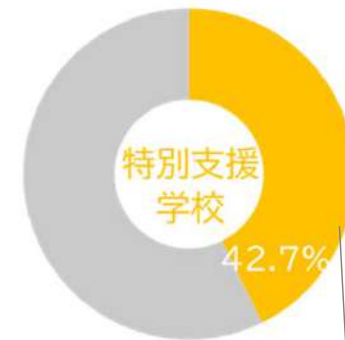
1校当たりの認知件数 9.5 件  
(前年度 7.8 件)



前年度より -1.4%

いじめを認知した学校数  
2,995 校 / 5,635校

1校当たりの認知件数 2.5 件  
(前年度 2.3 件)



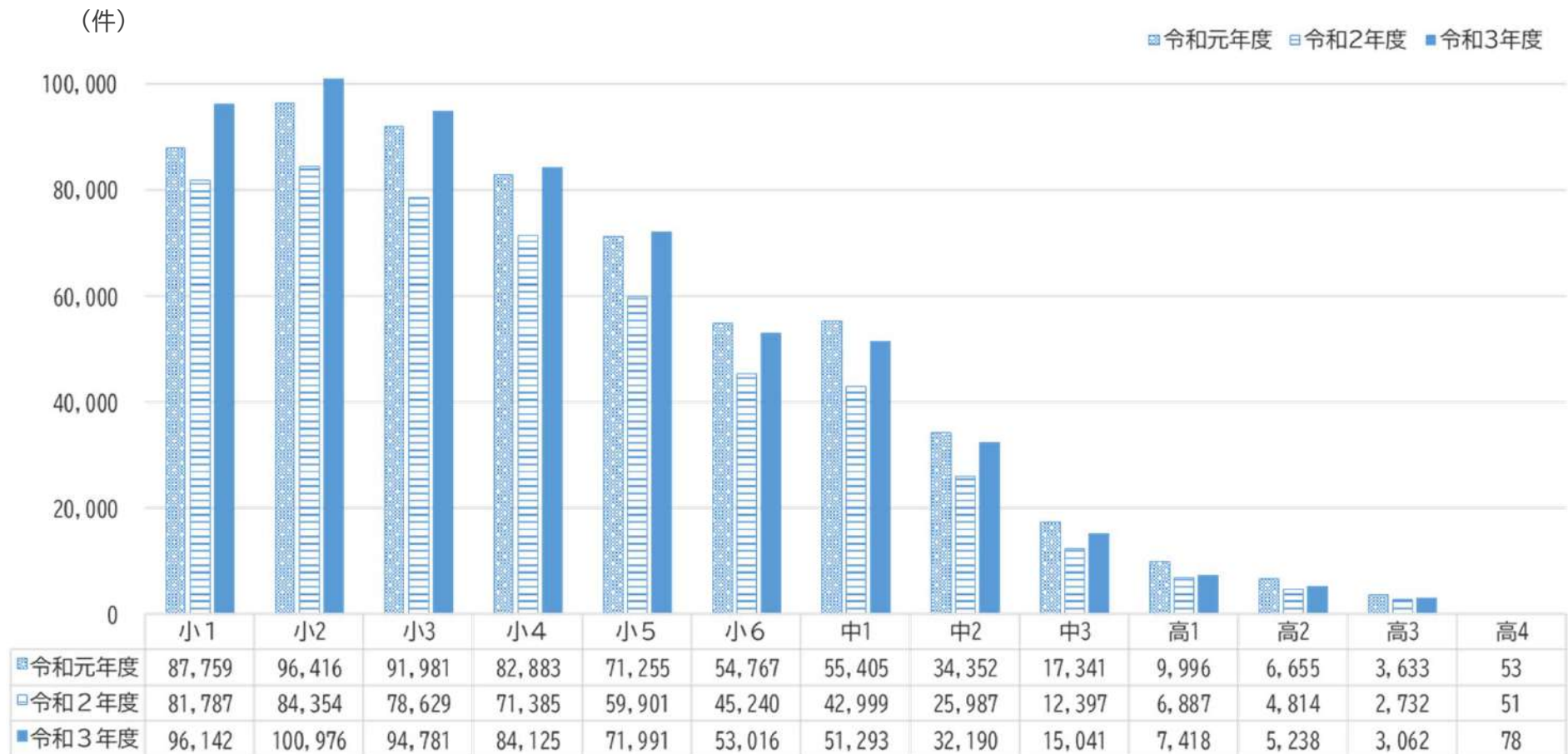
前年度より +2.2%

いじめを認知した学校数  
495 校 / 1,158校

1校当たりの認知件数 2.3 件  
(前年度 2.0 件)

# いじめの状況について

## ■ 学年別 いじめの認知件数



※ 各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む

- 学年別いじめの認知件数は、全学年で前年度と比較して増加している。  
なお令和2年度は、全学年で前年度より減少していた。

# いじめの解消状況について

## いじめの解消状況

※ 年度末現在の状況。

### いじめの防止等のための基本的な方針

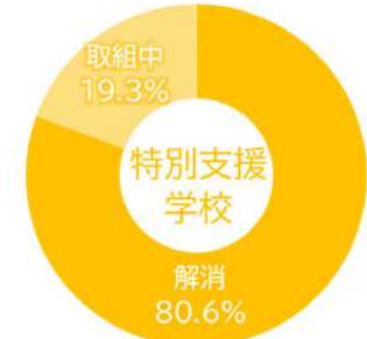
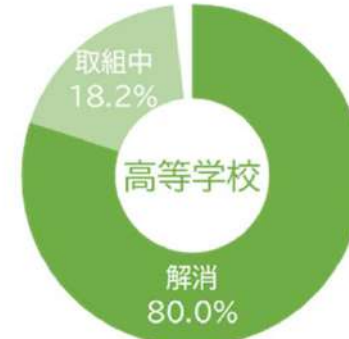
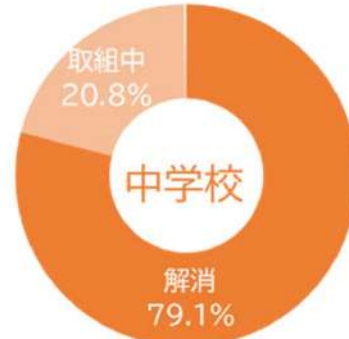
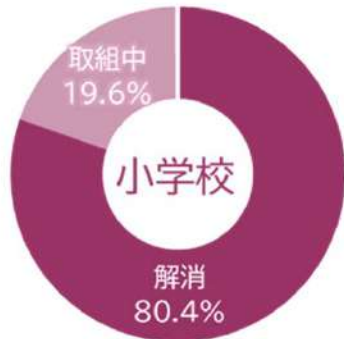
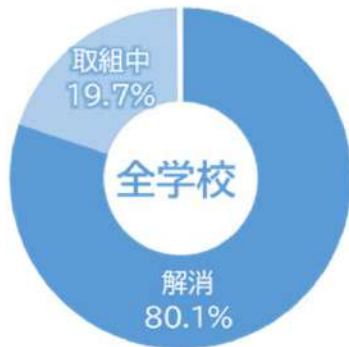
「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。



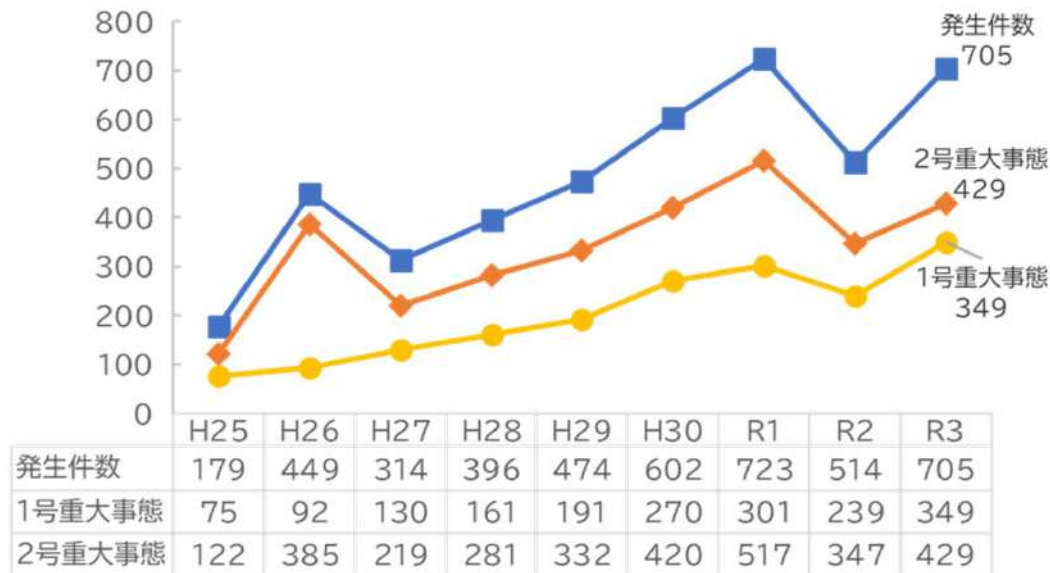
	全校		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
解消しているもの (日常的に観察継続中)	493,154 件	80.1%	402,205 件	80.4%	77,444 件	79.1%	11,332 件	80.0%	2,173 件	80.6%
解消に向けて取組中	121,479 件	19.7%	98,055 件	19.6%	20,330 件	20.8%	2,575 件	18.2%	519 件	19.3%
認知から3か月以上経過	40,704 件	6.6%	30,373 件	6.1%	8,498 件	8.7%	1,529 件	10.8%	304 件	11.3%
認知から3か月経過していない	80,775 件	13.1%	67,682 件	13.5%	11,832 件	12.1%	1,046 件	7.4%	215 件	8.0%
その他	718 件	0.1%	302 件	0.1%	163 件	0.2%	250 件	1.8%	3 件	0.1%
計	615,351 件		500,562 件		97,937 件		14,157 件		2,695 件	



# いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、705件(前年度514件)。  
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは349件(前年度239件)、同項第2号に規定するものは429件(前年度347件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

## いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	285	255	102	3	645
重大事態発生件数(件)	314	276	112	3	705
うち、第1号	158	122	68	1	349
うち、第2号	191	175	61	2	429

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、

第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

である。

## 第4章 いじめ

✓いじめ防止対策推進法成立以降、いじめの積極的な認知は進んでいるが、いじめを背景とする自殺等の深刻な事案が後を絶たない。

✓今後、次の段階として、

- ① 学校のいじめ防止基本方針の具体的展開に向けた見直しと共有、
- ② 学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、
- ③ 発達支持的・課題予防的生徒指導への転換、
- ④ いじめを生まない環境づくりや児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付ける働きかけ

が必要。

## 4.1 いじめ防止対策推進法等

- いじめ防止対策推進法（以下、“法”という。）の基本的な方向性は、
  - ・ 社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと
  - ・ 重大事態への対処（重大事態調査を含む）において公平性・中立性を確保すること

各学校には、

- ① いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- ② いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- ③ 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

が義務付けられた。

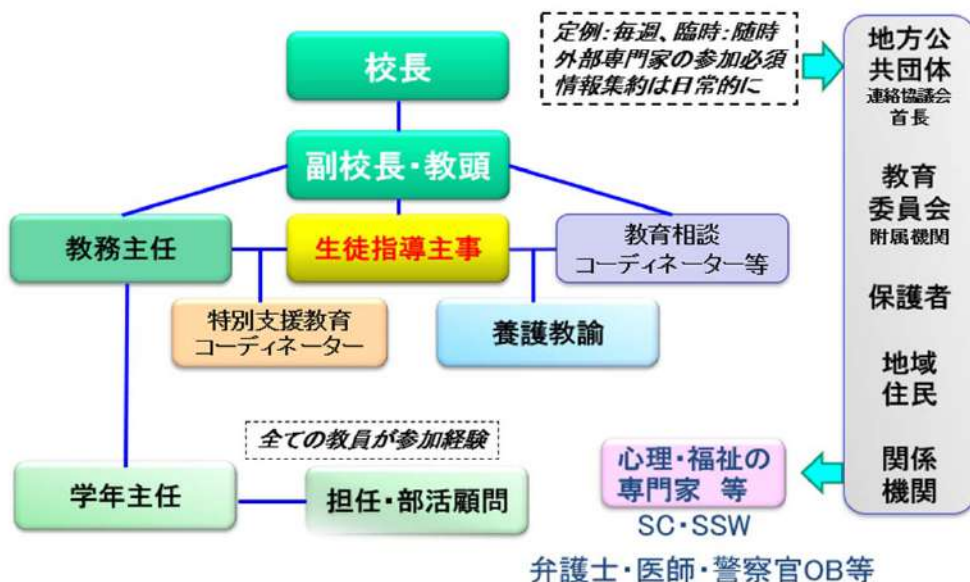
- 法第2条において、いじめられている児童生徒の主観を重視し、いじめを定義。教職員に限らず、児童生徒、保護者にも共通理解を促すことが必要。

### いじめの定義（法第2条）

- この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 平成29年に国の基本方針を改定。学校におけるいじめ対応の基本的な在り方が示された。重点事項は下記のとおり。
  - ・ 「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある」ため、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
  - ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは
    - ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
    - ② 被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。
  - ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反しうることから、教職員間での情報共有を徹底。
  - ・ 学校は、いじめ防止の取組内容をHP等で公開、児童生徒、保護者には入学時等に説明。
- いじめの重大事態調査は、「公平性・中立性」を確保し、被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解した上で、いじめの事実の全容を解明することと、学校・教育委員会の対応を検証して同種の事実の「再発防止」につなげることが目的。
- 公立学校では、重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会に報告。
- 重大事態の調査結果は、教育委員会等や首長に報告。学校等は、被害児童生徒には安全と安心を取り戻すための継続的なケア、加害児童生徒には、保護者にも協力を依頼し、成長支援につながる丁寧な指導。

## 4.2 いじめの防止等の対策のための組織と計画



学校いじめ対策組織の例

- 法第22条において、いじめ問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するため、「学校いじめ対策組織」という校内組織の設置を義務付け。
- 学校いじめ対策組織を中心に、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うことが重要。
- 教職員一人一人がいじめの情報を学校いじめ対策組織に報告共有する義務があることを周知徹底。

### 【学校いじめ対策組織の構成員】

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーターの他、SC・SSW、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家

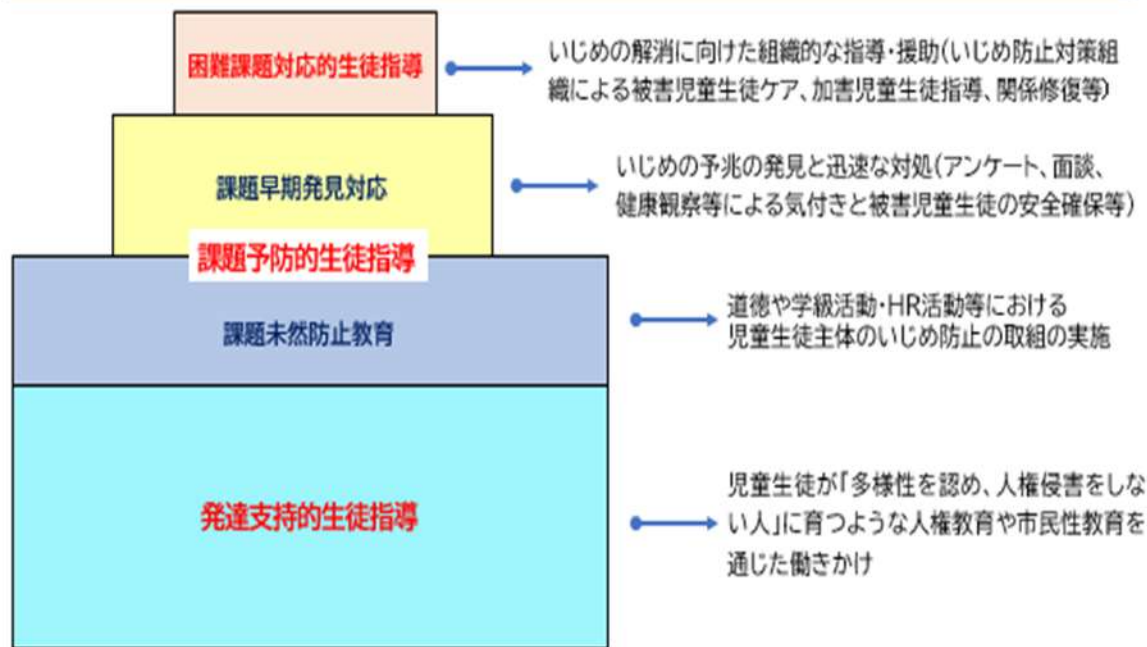
### 【主な活動】

- 学校がいじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策の達成目標を設定し、取組を年間活動計画として定め、達成状況を評価。
  - いじめの相談・通報の窓口として情報を収集。
  - いじめの疑いが生じた際に、アンケート調査や聴き取りを実施。
  - 学校がいじめ防止基本方針をPDCAサイクルで検証。
  - いじめ重大事態調査における調査組織の母体となり得る。
- ※アセスメントシート等を用いて教職員間の情報共有  
 ※組織として、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」と思える、発言することへの安心感を持てる心理的安全性をつくり出すことが不可欠  
 ※児童生徒、保護者に学校いじめ対策組織の存在、活動が認識されるよう積極的に周知

### 【年間指導計画】

- 「学校いじめ防止基本方針」は、学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するか年間計画として定め、学校評価において目標の達成状況を確認。
- 「学校いじめ防止基本方針」は「学校はいじめ防止の観点から、児童生徒がどのような態度や能力を身に付けるように働きかけていくのか」、「個々の教職員は、自分が何をすべきなのか」、「保護者や地域住民、関係機関は、どのように協力すべきなのか」ということが分かる内容に。
- HP等で公表し、児童生徒、保護者や地域住民の声を聞くことも重要。

## 4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造



### ➤ いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開。
- 児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、教職員が、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つことを意識する必要。
- いじめ防止の観点から、発達段階に応じた法教育を通じて、市民性を育む教育を実施。
- 全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりが大切。

安全で安心な学校づくりにおいては以下の点に留意。

- 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり
- 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
- 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- 「弱音を吐いても大丈夫」と適切な援助希求を促す

### ➤ いじめの未然防止教育

- 頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるような働きかけが必要。
- 児童生徒自身が自分の感情に気づき適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れることも重要。
- いじめを防ぐには、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現れることがポイント。
- 担任がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。
- 法や自校のいじめ防止基本方針について学ぶことや、法律の専門家と連携して、法律の意味や役割について学び、社会のルールを守る姿勢を身に付けることも重要。

### ➤ いじめの早期発見対応

- 児童生徒の表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要。
- 家庭や関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げることも重要。
- いじめを把握した際の対応の原則は、
  - ①いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア
  - ②被害者のニーズの確認
  - ③いじめ加害者と被害者の関係修復
  - ④いじめの解消

## ➤ いじめを重大事態に発展させないための困難課題対応的生徒指導の実際

問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース

- ①周りからは仲が良いと見られるグループ内でのいじめ
- ②閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ③被害と加害が錯綜しているいじめ
- ④教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤いじめの起きた学級が学級崩壊的状况にある場合
- ⑥いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童生徒が捉えている場合も含む。）ケース
- ⑦学校として特に配慮が必要な児童生徒に関わるケース
- ⑧学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

- 上記のケースでは、**早い段階から、SC・SSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、以下の流れに沿って多角的視点から組織的対応。**

- ①アセスメント（いじめの背景や被害児童生徒の傷つきの程度、加害の背景等）を実施
- ②アセスメントに基づく、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針等をプランニング
- ③被害児童生徒及びその保護者に指導・援助方針を説明し、同意を得る
- ④指導・援助プランを実施
- ⑤モニタリング（3か月を目途に丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告、心理的状态の把握等）

- 問題に応じて、警察等関係機関と密接に連携、保護者へのきめ細かな連絡、相談。

## 4.4 関係機関との連携体制

### 【教育委員会との連携】

- 各学校のいじめの状況の把握とデータに基づき、対策の具体案を学校と協働で策定。
- 研修や事例検討会などを通じた**教職員の意識改革**。
- 保護者や地域住民に向け各学校の取組の普及啓発や情報相談窓口の周知。
- **重大事態調査の対応・支援**や**関係機関連携**の調整。

### 【保護者との連携】

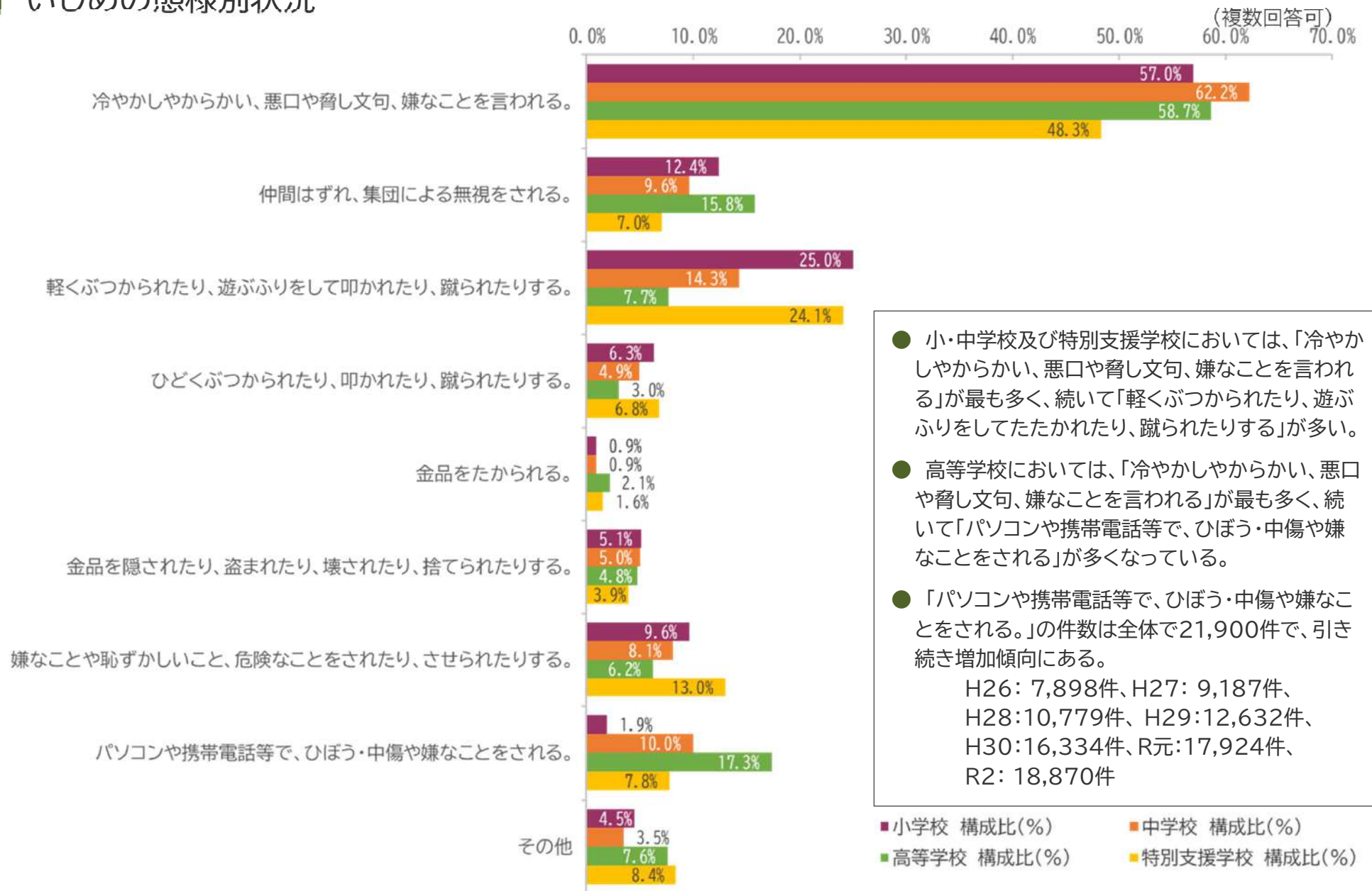
- 加害者への指導にあたり、**保護者にもいじめの事実を説明**し、成長支援の視点から**協力を要請**。

### 【地域の人々との連携】

- **地域学校協働活動**や**コミュニティスクール等を活用**し、地域ぐるみの取組を推進。

# いじめの態様別状況について

## いじめの態様別状況



## 第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題

- ✓ インターネットには、**匿名性、拡散性**などの特徴があり、こうした特質を踏まえて児童生徒へ指導や啓発を行うことが重要。
- ✓ インターネットの問題は**トラブルが発生してしまうと完全に解決することが困難**となるため、**未然防止を含め、対策を講じるための体制を事前に整えておくことが必要**。
- ✓ **学校だけで取り組むことは難しく、関係機関と連携しながら対策を進めることが必要**。



## 11.1 関連法規・基本方針等

### ➤ 平成13年 プロバイダ責任制限法

- ウェブページで権利侵害があった場合、プロバイダは事実を知らなければ賠償責任を負わないが、当事者から依頼を受けて適切な措置をとった後、情報を非公開にしたり、削除したりする。
- 被害者は、発信者等の氏名、住所、メールアドレス、IPアドレス等を開示できる。

### ➤ 平成15年 出会い系サイト規制法

- 出会い系サイトの要件を示すなどして被害減少につながったものの、代わりに出会い系サイト以外の被害が高水準で推移。

### ➤ 平成20年 インターネット環境整備法の制定

- 18歳未満が携帯電話を利用する際、保護者・事業者にフィルタリング利用を条件とする旨規定。
- 他方、スマートフォンの普及で制限が困難な現状。
- その他、「児童買春・児童ポルノ禁止法」の内容やインターネット上の書き込みは名誉毀損罪や侮辱罪にあたること等にも留意。

#### 携帯持込に係る文科省通知

- 小中学校は原則校内持込禁止（中学校は、①学校生徒間のルール策定、②学校での管理方法紛失時の責任明確化、③フィルタリングを保護者の責任で設定、④学校や家庭による危険性の指導 を満たす場合は校内持込可）。
- 高等学校は校内使用を禁止。
- 特別支援学校は実態を踏まえて判断。

## 11.2 インターネット問題への組織的取組

- 指導啓発に当たり、ネットの匿名性や拡散性、ネットいじめの態様の変化、長時間利用に注意が必要。
- インターネットの問題は、起きてしまうと完全な解決が難しく、瞬時に拡散されてしまうため、充実した未然防止体制の構築が求められる。緊急かつ広範囲での対応が求められるため、生徒指導担当だけでなく、学校・地域・家庭との連携が求められており、校務分掌に位置付け、情報交換と方針策定の協議や児童生徒へのアンケート等を行う組織を設置する必要。
- 問題が生じた場合には、緊急会議を開催し、情報収集や児童生徒本人やその周辺への対応を行う。
- インターネットトラブルは、教職員や保護者から見えにくく、児童生徒が自主的に相談・通報できる窓口の設置が必要。
- GIGAスクール構想が進む中、校内において適切にインターネットを活用していくためにも、校内体制の見直しが必要。
- 学校だけでは対応できない場合も多いため、警察や法律等の専門家との連携が重要。

## 11.3 インターネットを巡る課題に対する重層的支援構造

### 【前提となる方針確認】

- インターネット利用について法律等に基づいた対応を行い、極端な制限や過度な推進には慎重な態度が必要。

### 【未然防止】

- 情報モラル教育などを通じて、教育課程全体（技術、道徳、特別活動等）を横断して未然防止を行う。ネット利用上のマナーについて理解を深める。
- 学級・ホームルームや生徒会等で議論し、インターネットのルールを児童生徒が主体的につくる等の取組も有効。

### 【早期発見対応】

- 教職員がインターネットの問題に興味を持ち、児童生徒のインターネット利用実態の変化に敏感になるとともに、児童生徒が日常の些細な困難や悩み事を気軽に相談できるような信頼関係を構築。
- 保護者に対して、フィルタリング設定や家庭でのルール作りの必要性を周知。児童生徒が安心できる居場所づくり。

### 【困難課題対応】

- 学校が生徒指導事案として対応すべきインターネット問題は以下3点に大別。
  - 法的な対応が必要な指導（違法投稿、ネット上の危険な出会い、ネット詐欺、児童ポルノ等）  
⇒迷わず早急に警察等に連絡し対応を求める。
  - 学校における指導（誹謗中傷・炎上等悪質な投稿、ネットいじめ）  
⇒放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、関係機関等と連携しつつ進める必要。誹謗中傷やなりすまし事案ではインターネットに精通した専門家等の支援の下、当事者が削除要請をしなければならない場合もある。
  - 家庭への支援（ネットの長時間利用、子供の孤立状況の把握・サポート等）  
⇒自治体単位での支援体制の構築、孤立した児童生徒がネットで過ごす時間が多いことに注意。
- インターネット問題は全貌が分かりにくいいため、丁寧な情報収集や聴き取りが必要。
- 異なる自治体の児童生徒が関与する場合も多く、学校間、自治体間で連携して対応。

## 11.4 関係機関等との連携体制

### 【保護者】

- 保護者との連携は必須であり、入学式等の早い時期に学校の姿勢を示し、利用方法について承諾書等で賛同を得ておくことが大切。

### 【警察】

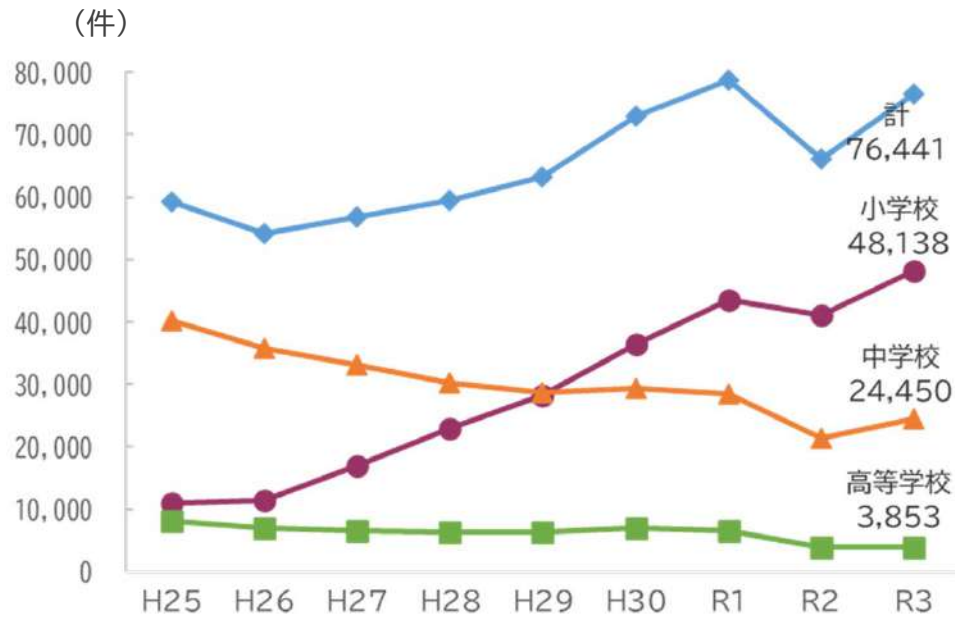
- 非行防止教室の講師の依頼や事案発生時の対応、普段から密接に連携。

### 【消費生活センター】

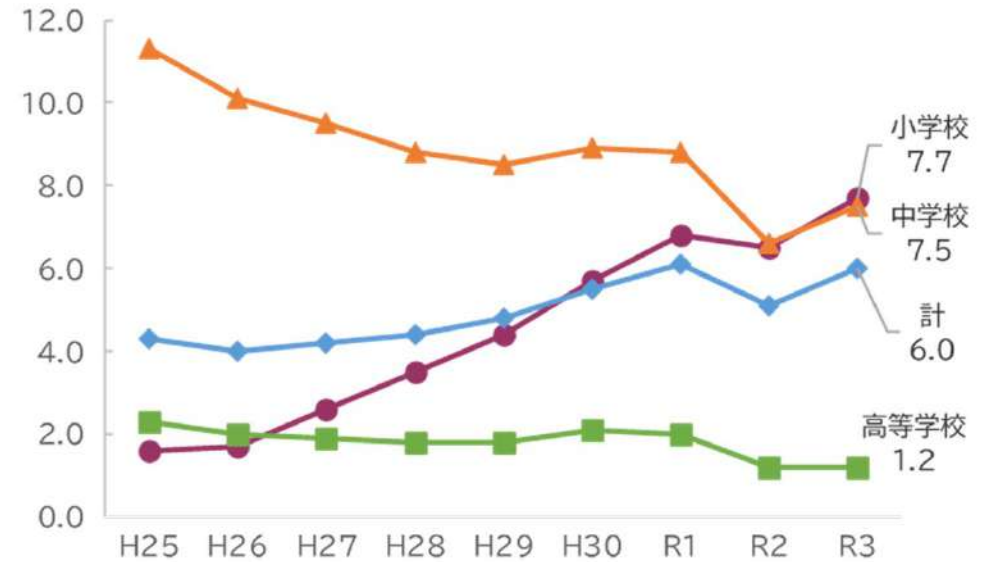
- 金銭問題が生じた場合、早期に消費生活センターへの相談を促す。

# 暴力行為の状況について

## 暴力行為発生件数の推移



## 1,000人当たりの暴力行為発生件数



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	10,896	11,472	17,078	22,841	28,315	36,536	43,614	41,056	48,138
中学校	40,246	35,683	33,073	30,148	28,702	29,320	28,518	21,293	24,450
高等学校	8,203	7,091	6,655	6,455	6,308	7,084	6,655	3,852	3,853
計	59,345	54,246	56,806	59,444	63,325	72,940	78,787	66,201	76,441

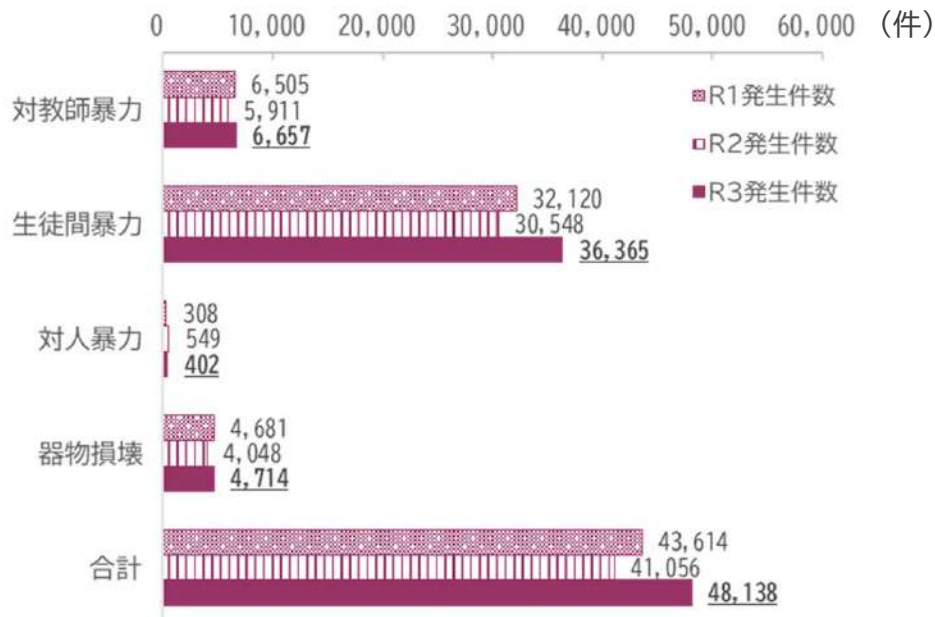
※ 上段は発生件数、下段は1,000人当たりの発生件数。

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は**76,441件**(前年度66,201件)であり、前年度から10,240件(15.5%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの発生件数は**6.0件**(前年度5.1件)である。

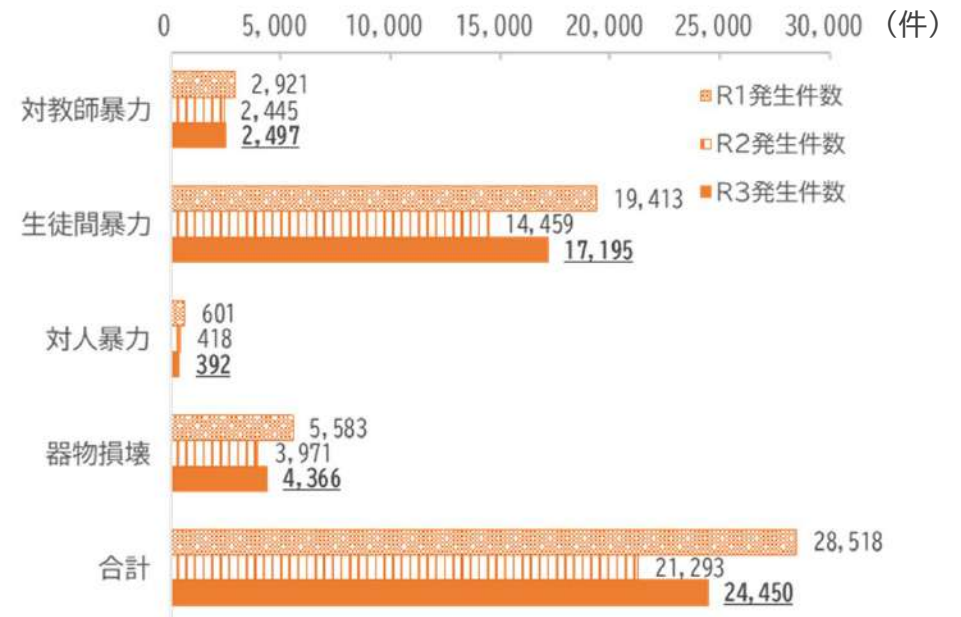
本調査においては、「当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」、暴力行為に該当するものをすべて対象とすることとしている。

# 暴力行為の状況について

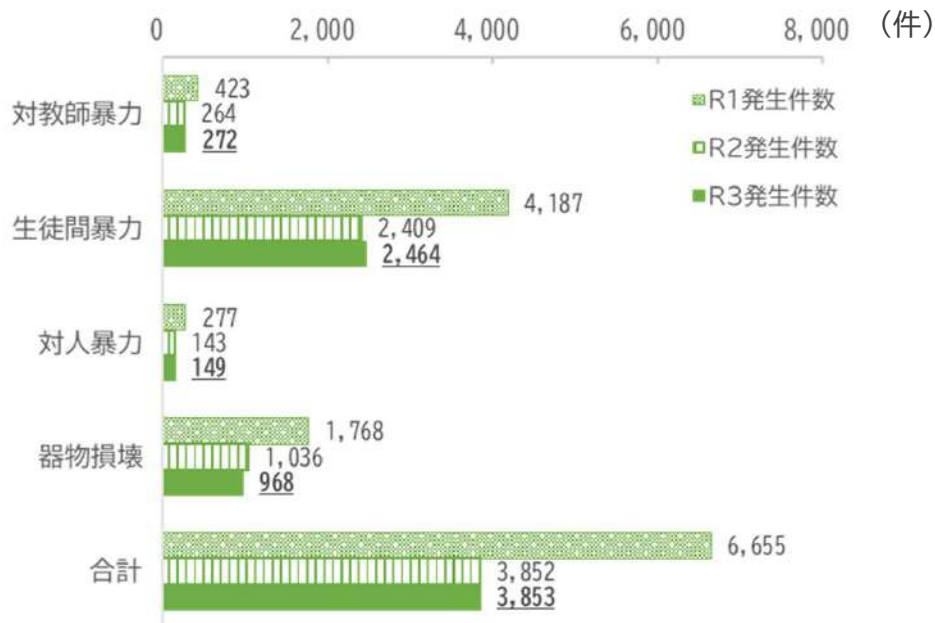
## ● 小学校



## ● 中学校



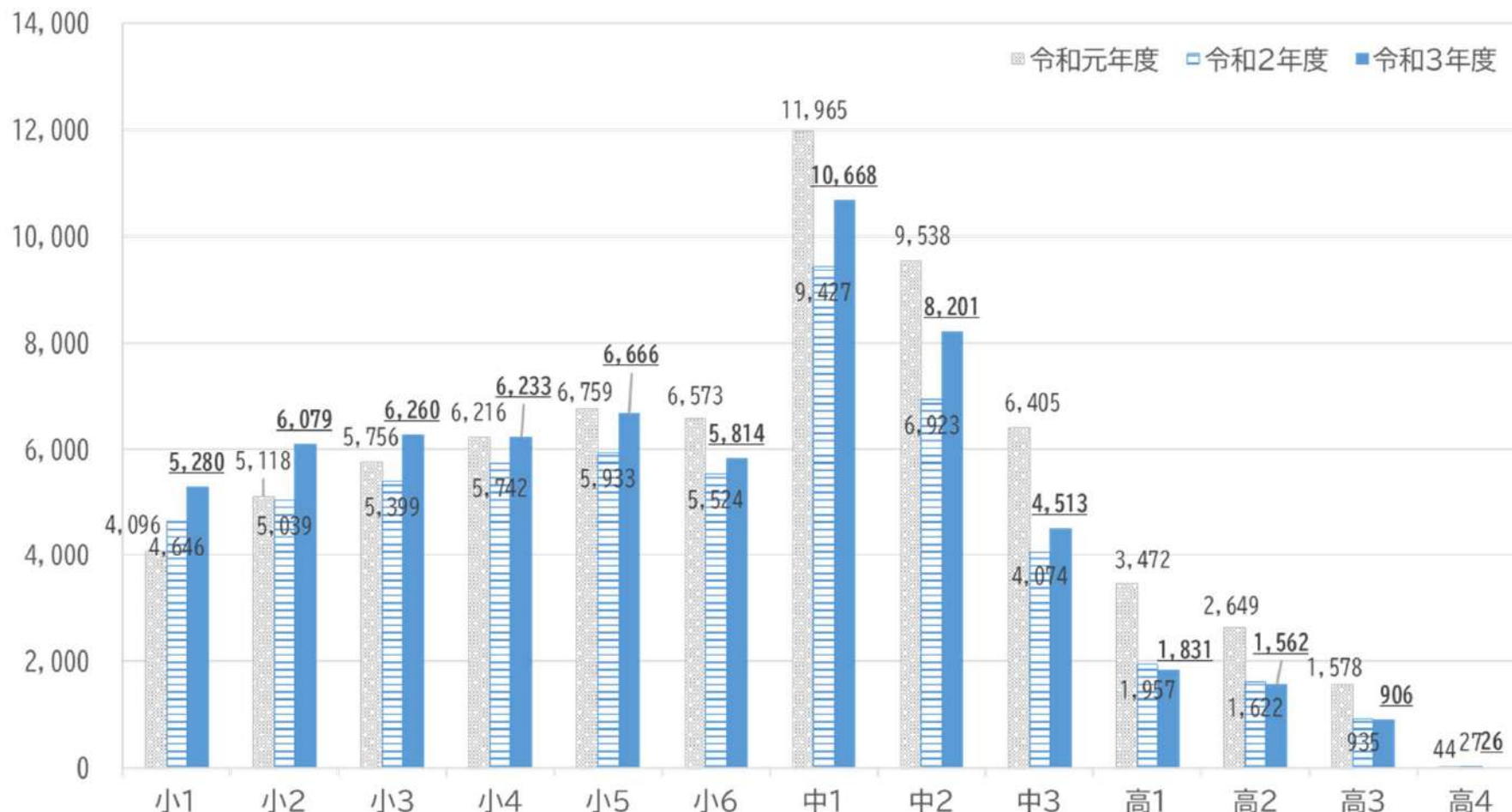
## ● 高等学校



- 小学校における暴力行為発生件数は、前年度に比べ**7,082件(17.2%)**増加し、過去最多となった。中学校は前年度に比べ**3,157件(14.8%)**増加した。
- 形態別では、小学校と中学校ともに、最も割合の高い生徒間暴力が増加したものの、その他の形態では、前年度と同程度となっている。
- 高等学校は前年度に比べ1件増加し、ほぼ前年度と同程度となっている。

# 暴力行為の状況について

## ■ 学年別 加害児童生徒数 (件)



※ 暴力行為の学年別加害児童生徒数は令和2年度調査から定義の変更を行っているため、令和元年度と単純に比較することはできない。

令和元年度調査までは「対教師暴力」・「生徒間暴力」・「対人暴力」・「器物損壊」の類型別の加害児童生徒数実人数の合計により計上しており、一人の児童生徒が複数種類の暴力行為を行った場合には重複して計上されていたが、令和2年度調査からは実人数(一人の児童生徒が複数種類の暴力行為を行った場合も一人として計上)に変更している。

(例) 令和元年度 A児が「生徒間暴力」2件と「器物損壊」1件を行った場合 → 2人として計上  
令和2年度 A児が「生徒間暴力」2件と「器物損壊」1件を行った場合 → 1人として計上

## 第5章 暴力行為

- ✓ 暴力行為の発生件数は、中学校・高校で減少傾向だが、小学校では増加傾向にあり、全体としても、依然、暴力行為が多発。
- ✓ 教職員が一体となって未然防止や早期発見・対応の取組を進めるとともに、家庭や地域社会、関係機関等と協力・連携して、生徒指導体制を充実させることが必要。

## 5.1 暴力行為に関する対応指針等

平成19年「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」

- ・「学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、問題行動への対応にあたり、十分な教育的配慮の下、出席停止や懲戒など毅然とした対応が必要」であること等を提示。

平成23年「暴力行為のない学校づくりについて（報告書）」

- ・「暴力行為が発生する学校」を「落ち着いた学習環境」に改善するための基本的な考え方を提示。

## 5.2 学校の組織体制と計画

- 暴力行為の背景には児童生徒を取り巻く家庭、学校、社会環境などの様々な要因があり、それらの多面的・客観的な理解の上で指導の必要。
- 児童生徒の自己指導能力を育て、児童生徒が自らの行為を反省し、同様の行為を繰り返さないような視点に立った働きかけが必要。

### 【目標・方針の明確化】

- ・ 暴力行為等を起こした児童生徒について、どのような教育効果を期待するかという観点から指導目標を描き、教職員で共通認識を持った上で、アセスメントを行い、指導方針、指導基準を明確にする。

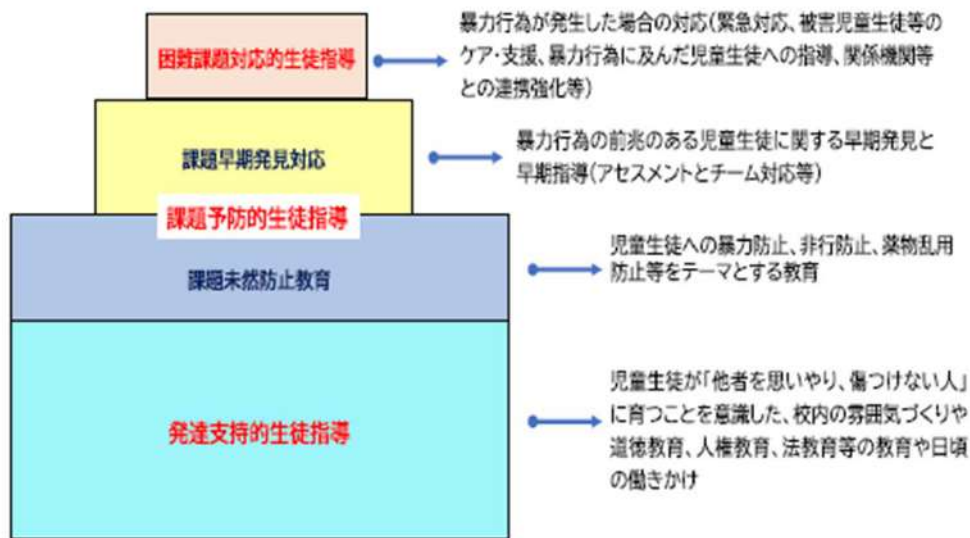
### 【指導体制の確立】

- ・ 暴力行為に対応する組織や教職員の個々の役割分担を決定。
- ・ 暴力行為が発生した際、同じ階の教員はすぐに駆け付け、複数人で対応する等の年度当初に対応の基本を準備することやそれをマニュアル化したものを作成すること。
- ・ 年間指導計画に基づき、研修や打合せ等を通じて指導方法や考え方を共有するなど教職員の指導に対する体制を整備。  
※教職員の誰であっても問題行動に対して指導できるようにする必要。

### 【取組の評価と体制の改善】

- ・ 内部評価だけでなく、児童生徒や保護者、学校運営協議会委員等の地域住民、関係機関等から多様な意見を取り入れた評価の実施。

## 5.3 暴力行為に関する生徒指導の重層的支援構造



- 学校や家庭において大人の暴力を目の当たりにした児童生徒は、「暴力を振るってもいいんだ。」という誤った認識を持つ。まずは、模倣されるような暴力行為のない、暴力行為を許容しない雰囲気づくりが重要。警察等の関係機関と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確にし、家庭や地域とも共有。
- 暴力行為をしない人に育つ上で重要なのは、人への思いやり、助け合いの心、コミュニケーションの力を育む教育や日頃の働きかけ。
- 未然防止をねらいとする教育で重要な点は、暴力行為や刃物携帯行為は、警察の捜査や児相への措置の対象となる可能性があること等を暴力防止教育や外部講師の講話等で児童生徒に伝える。
- 発生してしまった場合は、緊急対応とあわせて、必要に応じて警察に相談。警察の捜査が開始された後も、被害児童生徒へのケア、暴力行為に及んだ児童生徒への指導、他の児童生徒への配慮等に関係機関と連携して対応。

## 5.4 関係機関等との連携体制

### 【発達支持的生徒指導や未然防止教育における連携】

- 人権教育、非行防止教育、薬物乱用防止教室などは、教職員のほか、外部講師（※）を招いて実施。  
（※） 警察署・少年サポートセンター、法務局・検察庁・少年鑑別所（法務少年支援センター）・少年院・保護観察所・弁護士、保護司・人権擁護委員など
- 情報モラル教育、ストレスマネジメント教育、アンガーマネジメント教育等はNPO、医師、SC等に依頼。

### 【早期発見・早期対応における連携】

- 校内連携型支援チームなどで対応。状況に応じて、医療や福祉部局、警察と連携。

### 【暴力行為への対応における連携】

- 被害児童生徒は、身体の痛みだけでなく、心の痛みを抱える。医療機関、警察、民間の支援団体、少年司法関係機関と連携した被害児童生徒のケア及び回復支援。
- 加害児童生徒が学校教育や社会から排除されてはならない。関係機関と協力した多角的なアセスメントによる加害児童生徒への指導・援助が必要。



## 第6章 少年非行



- ✓ 非行の態様は様々であり、**非行の定義と手続きを正確に理解**し、適切な事実の把握と記録を前提に対応することが必要。
- ✓ **非行に関わる様々な関係機関が持つ権限を理解し**、効果的な連携を活用した取組が必要。学校は児童生徒理解と保護者との協働を前提に、**警察や福祉部局、司法機関等と連携し、生徒指導に当たる**。

## 6.1 少年法・児童福祉法等

### 【少年法】

▶ 非行のある少年を以下の三つに分類

- ①犯罪少年：14歳以上で犯罪を行った少年、
- ②触法少年：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
- ③ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しないなどの事由が認められ、犯罪少年や触法少年になる虞のある18歳未満の少年

### 【少年警察活動規則】

- 不良行為少年：非行少年には該当しないが飲酒、喫煙、深夜はいかい等自己又は他人の特性を害する行為をしている少年。警察や少年補導センターなどが補導の対象とするもの。

➡ 非行と不良行為を明確に区別しており、学校が問題行動と考える場合と、関係機関が法令に従って活動する場合とでは、枠組みが異なる。教職員は、生徒指導の対象かどうかだけでなく、非行に当たるか否かを判断するための知識も必要。

### 【児童福祉法】

- 要保護児童：児童虐待を受けた児童に限らず、触法を含む非行などの問題行動を行った児童で家庭環境に問題がある者も含む。

## 6.2 少年非行への視点

### <<非行の特徴的な類型と対応の考え方>>

#### 初発年齢の早い非行

- 乳児期に適切な世話がなされず放っておかれたりするとその後の成長や人格形成に影響。また、幼児期に保護者に厳しく当たられた場合等に愛情の欲求不満等から問題行動に発展する恐れ。
- 不適切な養育が子供の問題行動の背景にある場合は、その養育が虐待に当たらないかという視点で検討。

#### 低年齢から繰り返される非行

- 不良交遊から飲酒喫煙等の不良行為、万引き等の非行に発展。繰り返されると常習的な窃盗や粗暴な非行等に発展。
- 他者への不信や空虚感を抱くと、安心感や自己コントロール感を回復するため、他者への無関心、逆に、他者への反抗的・攻撃的態度をとり、対人関係がうまくいかず、本人の自尊感情も低下。
- 児童生徒に何らかの被害体験がある場合、こうした問題が絡んでいる可能性も踏まえ、児童生徒理解を図る。

#### 思春期・青年期の非行

- 進路選択等の迷いの中で、不安定な状態になることや、それまで打ち込んできたことへの挫折を契機に非行が生じる場合もある。
- 自尊心がくじかれた時の「恥辱」の感情がある場合には、見守る姿勢が重要。その上で、非行は望ましくないというメッセージを伝える必要。

## 6.3 少年非行への対応の基本

- 非行への対応に当たっては、児童生徒の言い分に耳を傾け、その背景にある問題を把握した上で、児童生徒が納得するように諭しながら指導。特に、児童生徒と教職員の関係性が重要であり、自分を理解してくれていると児童生徒が感じることで、徐々に信頼関係を築くことができる。

### 【正確な事実の特定】

- 思い込みで指導すると児童生徒や保護者の信頼を失うことになりかねない。事実を特定するために、児童生徒から聴き取りを行い、正確に記録する。その際、被面接者負担を考慮し、警察等で行われる「代表者聴取（あるいは協同面接）」を参考に実施。

### 【非行の背景を考えた指導】

- 非行が繰り返される場合には、改めて非行の背景を考える必要。児童生徒の発達に課題がある場合や保護者の監護力の背景に様々な課題がある場合などでは、SCやSSWと協働したアセスメントの充実、医療や福祉等の外部機関との連携。

### 【未然防止、課題早期発見・対応の視点】

- 全ての児童生徒を対象に規範意識の醸成、非行に誘われた際などの対応の仕方等を指導。
- 前兆行動に関わる情報を収集し、チーム体制で対処法を判断する。

### 【非行傾向を示す児童生徒への指導の考え方】

- 非行少年の多くは、家庭や学校との関係性が構築されていない、または切れかかっている場合がある。児童生徒と家庭や学校との関係性を強く切れにくいものにする。児童生徒の良い面を探しながら接することで、児童生徒と教職員との間に関係性をつくる。
- 問題が起こった時への対応を児童生徒と一緒に考える。
- 家庭や学校で児童生徒が打ち込めるものを探し提供する。

## 6.4 関係機関との連携

### 【児童相談所や市町村などの福祉機関】

- 非行の通告を受理した場合、児童福祉司が継続的に指導するほか、一時保護や児童自立支援施設等への措置を講じることもある。

### 【警察との連携】

- 非行防止教室、被害防止教室、薬物乱用防止教室での未然防止教育。
- 学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、スクールサポーター等を通じて警察との情報共有を徹底。

### 【司法関係機関】

- 少年院送致や保護観察などの保護処分となった場合にも、児童生徒のためにも学校として何ができるかという視点で連携。
- 少年院における矯正教育を受けた日数について指導要録上出席扱いにすることが可能。

## 第7章 児童虐待

.....

- ✓ 虐待を受けた経験は、後に被害児童生徒の人生に多大な悪影響を及ぼすことがあり得ることから、自立を支援することまでが目的。
- ✓ 児童虐待を発見する上で、日々児童生徒と接する教職員の役割は極めて大きく、少しでも虐待と疑われるような点に気付いたときは、速やかに児童相談所又は市町村に通告。

## 7.1 児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律等

【児童虐待防止法（以下、法）が定める学校の役割】

- 虐待を受けたと思われる子供について、市町村や児童相談所等への通告（義務）。
- 虐待の早期発見に努める。
- 虐待の予防や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力。
- 虐待防止のための子供及び保護者への啓発に努める。
- 児童相談所等から虐待に係る子供又は保護者等に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供。
- 法第13条の4に基づき、児童相談所から情報提供の依頼があった場合は積極的に協力。
- 在宅援助の場合において、児童福祉法に基づき、要保護児童対策地域協議会の枠組みの下で、虐待の防止に必要な個人情報を関係機関で共有することができ、学校も積極的に児童の情報を共有することが求められる。

## 7.2 学校の体制

- 教職員は、児童虐待に関する正確な知識と適切な対応を理解する必要。
- 児童虐待の疑いのある事例に接した時点で、速やかに適切な機関に通告する必要があり、SCやSSWの専門性も生かした校内体制を整備。事実に関する証拠や経過の記録等も重要であり、記録等の管理体制を明確に。

## 7.3 児童虐待の課題予防的生徒指導

- 児童に対しては、つらいとき相談できるようにSC・SSWも含めた相談先の紹介。保護者に対しては、法第14条における親権者の体罰禁止の法定化等を示すことも必要。

## 7.4 児童虐待の発見

- 学校は、日々接している児童生徒の様子の変化や言動等から虐待を受けている可能性を把握しやすい立場にあり、虐待を受けた子供が示す特徴を理解しておく必要。厚労省の手引きでは、虐待の児童生徒への影響を下記のとおり紹介。

子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）（抜粋）

### (1)身体的影響

- 打撲、切創、熱傷など外から見てわかる傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られる。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもある。身体的虐待が重篤な場合には、死に至ったり重い障害が残る可能性がある。

### (2)知的発達面への影響

- 落ち着いて学習に向かうことができなかつたり、学校への登校もままならない場合がある。元々の能力に比して知的な発達が十分に得られないことがある。また、虐待する養育者は子どもの知的発達にとって必要なやりとりを行わなかつたり、逆に年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする場合があり、その結果、子どもの知的発達を阻害する。

### (3)心理的影響

- 対人関係の障害（他人を信頼することができない）、低い自己評価、行動コントロールの問題（暴力的、衝動的）、多動（落ち着きがない）、心的外傷後ストレス障害、偽成熟性（大人びた行動）、精神的症状（解離など）。

## 7.5 児童生徒の通告

- 通告が遅れると児童の生命・安全が脅かされることがあるため、法第6条第1項に基づき、積極的かつ速やかに通告。
- その際、児童生徒本人や関係者に教員などが児童虐待の内容を聴取することは原則として避けるべきであり、児童相談所や警察等の専門的な研修を受けた面接者が聴取を実施。
- 通告を行った場合は、学校の設置者にも報告。
- 児童虐待の疑いのある事例に接した時点で、速やかに適切な機関に通告する必要があり、SCやSSWの専門性も生かした校内体制を整備。

### <児童相談所に通告する場合>

- ① 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ 子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）

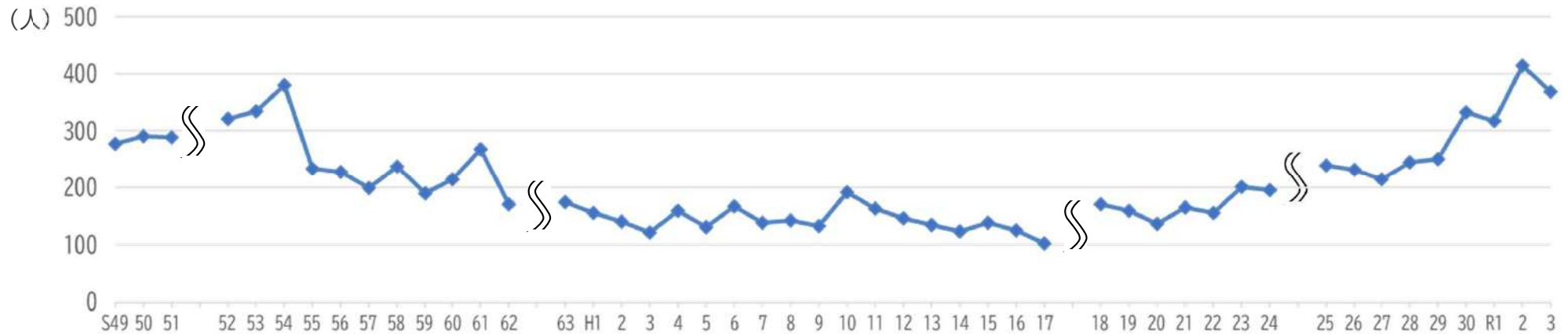
- 事実に関する証拠や経過の記録等も重要であり、記録等の管理体制を明確に。

## 7.6 関係機関との連携体制

- 要対協の活用により、個人情報との交換と協議が可能。
- 要対協管理ケースなどでは、概ね月1回を標準に対象児童生徒の出欠状況や欠席理由等を提供。
- 当該児童生徒に不自然な外傷や、理由不明の欠席が続くなど新たな虐待の兆候を把握した場合は、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供又は通告。
- その理由の如何を問わず、引き続き7日以上欠席した場合も速やかに市町村又は児童相談所に情報提供。
- 関係機関との情報提供等に関しては、
  - 児童虐待を受けた子の保護者から開示請求等があった場合には、児童相談所への報告内容や学校で作成した虐待に関する個人の記録等は、開示することにより、子供の生命又は身体に支障が生ずるおそれがないかを法令に照らして検討し、不開示とすることも検討。
  - 児童相談所や市町村、要保護児童対策地域協議会への資料や情報の提供は守秘義務違反等には当たらない。
  - R4年6月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、子供や家庭に包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされるとともに、児童相談所が学校を含む関係機関に資料や情報の提供、意見の開陳等必要な協力を求めることが出来、関係機関等はこれに応じる努力義務が規定された。

# 自殺の状況について

● 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は368人(前年度415人)である。



	小学校	中学校	高等学校	合計
R元年度	4	91	222	317
R2年度	7	103	305	415
R3年度	8	109	251	368

※ 昭和51年までは公立中・高等学校を調査。昭和52年からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。  
 ※ 昭和49年から62年までは年間の数、昭和63年以降は年度間の数である。  
 ※ 学校が把握し、計上したものの。

## 自殺した児童生徒が置かれていた状況 (複数回答可)

	小学校	中学校	高等学校	合計
家庭不和	1	15	30	46
父母等の叱責	1	17	20	38
精神障害	0	10	24	34
進路問題	0	9	21	30
えん世	0	10	16	26
友人関係(いじめを除く)	0	9	15	24
学業等不振	0	9	12	21
恋愛問題	0	4	16	20
病弱等による悲観	0	0	8	8
いじめの問題	0	4	2	6
教職員との関係での悩み	0	1	1	2
不明	7	69	137	213
その他	0	4	15	19

## 令和3年度の警察庁の統計数値との比較

	警察庁調査	文科省調査	差
小学校	8	8	0
中学校	135	109	26
高等学校	311	251	60
合計	454	368	86

※警察庁調査、文部科学省調査とも年度間の自殺者数。  
 ※警察庁調査における、令和4年1月～3月までの数値は暫定値である。

## 第8章 自殺

.....

- ✓ 未然防止の観点からは、安全・安心な学校環境を整え、未来を生き抜く力を身に付けるよう働きかけたり（発達支持）、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育を行う（未然防止教育）ことが重要。
- ✓ 自殺予防教育の目標は、児童生徒が、自他の「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身に付けることの二点。
- ✓ 自殺の危険が高まった児童生徒に対して、早期に気付き対応したり（課題早期発見対応）、専門家と連携して水際で自殺を防いだり、自殺発生（未遂・既遂）後の心のケアを行う（困難課題対応）ことが重要。



# 8.1 自殺対策基本法等

- 平成18年「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」が成立
- 平成21年「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」を文科省から発出
- 平成26年「子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－」を文科省から発出
- 平成28年「自殺対策基本法」が改正
  - ✓ 全体の自殺者数が減少する中、若い世代の自殺者が増加傾向にあり、G7の中で唯一10代の死因第1位が自殺。
  - ✓ 上記状況を踏まえ、若い世代への自殺対策を強化するため、学校は心の健康の保持に係る教育又は啓発等を行うよう努めると規定。
- 平成29年「自殺総合対策大綱」が改定
  - ✓ SOSの出し方に関する教育等自殺予防教育に取り組むことが努力義務。

# 8.2 自殺予防のための学校の組織体制と計画

## 【自殺予防のための教育相談体制】

- 教育相談コーディネーターと養護教諭を核に、各学年や保健部などの他の校務分掌と連携した体制を構築。
- 学級・ホームルーム担任と教育相談コーディネーター、養護教諭、SC・SSWが日常的に協力し合って、課題解決に取り組む姿勢を保持。

## 【自殺のリスクマネジメント体制】

- 自殺やその他重大な危険行為の予兆段階では、教育相談体制の構成メンバーを基盤に、校長をリーダーとする「危機対応チーム」を組織し危険度に応じて対応。

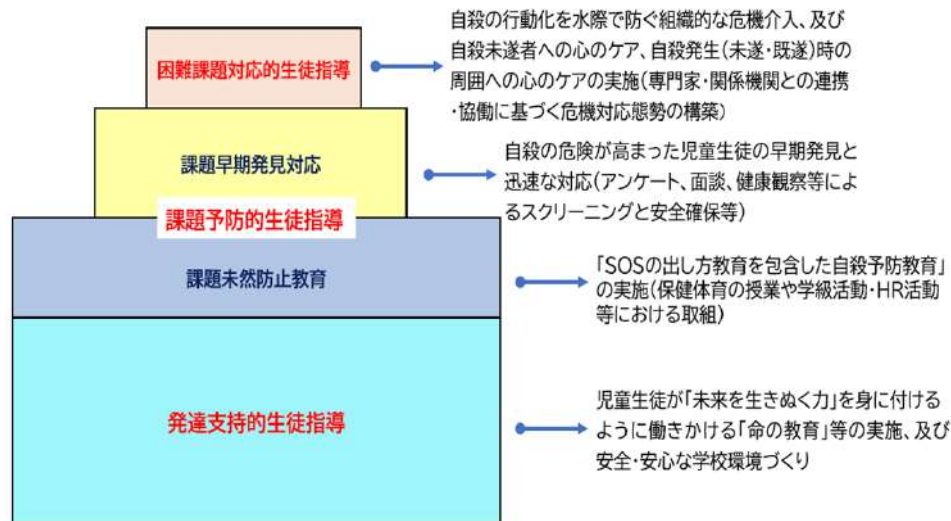
## 【自殺のクライシスマネジメント体制】

- 自殺や自殺未遂が発生した場合、「危機対応チーム」を中心に、教育委員会や専門家、関係機関と連携・協働した「ネットワーク型緊急支援チーム」で周囲へのケア等を含む危機管理態勢を構築。

＜学校における自殺予防の3段階＞

段階	内容	対象者	学校の対応	具体的な取組例
予防活動 プリベンション	各教職員研修	全ての教職員	校内研修会等の実施	教職員向けゲートキーパー研修
	自殺予防教育及び児童生徒の心の安定	全ての児童生徒	授業の実施(SOSの出し方に関する教育を包括した自殺予防教育につながる教科等での学習) 日常的な教育相談活動	・自殺予防教育 ・生と死の教育 ・心理教育 ・教育相談週間 ・アンケート など
	保護者への普及啓発	全ての保護者	研修会等の実施	保護者向けゲートキーパー研修
危機介入 インターベンション	自殺の危機の早期発見とリスクの軽減	自殺の危機が高いと考えられる児童生徒	校内危機対応チーム (必要に応じて教育委員会への支援要請)	・緊急ケース会議(アセスメントと対応) ・本人の安全確保と心のケア
	自殺未遂後の対応	自殺未遂者と影響を受ける児童生徒	校内危機対応チーム(教育委員会への支援要請は必須)、もしくは、状況に応じて(校内で発生、目撃者多数などの場合)危機管理チーム	・緊急ケース会議 ・心のケア会議 ・本人及び周囲の児童生徒への心のケア
事後対応 ポストベンション	自殺発生後の危機管理・危機対応と遺された周囲の者への心のケア	遺族と影響を受ける児童生徒・教職員	危機管理チーム(校内危機対応チーム、教育委員会、関係機関の連携・協働による危機管理態勢の構築)	・危機管理チーム会議 ・心のケア会議 ・遺族、周囲の児童生徒、教職員への心のケア ・保護者会

## 8.3 自殺予防に関する生徒指導の重層的支援構造



＜自殺予防教育の目標（発達支持）＞

- ① 早期の問題認識（心の危機に気付く力）
- ② 援助希求的態度（相談する力）の獲得

→自分の危機の克服と友人の危機への支援が可能

- ✓ 日々の教育活動の中に自殺予防教育の下地づくりとなる内容が多く含まれており、連動させて行うことが、児童生徒及び教員の抵抗感の軽減につながる。
- ✓ 自殺予防教育を進める土台として児童生徒と教職員の信頼関係づくり、保健室等の気軽に利用できる居場所づくり。

- 自殺の危険が高まった児童生徒への対応に当たっては、TALKの原則を参考に、児童生徒の声をしっかりと聴き、共感的に理解。

Tell：心配していることを言葉に出して伝える

Ask：「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる

Listen：絶望的な気持ちを傾聴する。話をそらしたり、叱責や助言などをしてせず、訴えに真剣に耳を傾ける。

Keep safe：安全を確保する。一人で抱え込まず、連携して適切な援助を行う。

- 自殺未遂の対応においては、TALKの原則に基づいて対応しつつ、保護者や教職員間で密に連携するとともに、医療機関とも連携して丁寧な支援を行うことが必要。
- 児童生徒の自殺が起きたときの対応については、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（H22年）」を参考に、各学校において、マニュアルの作成、校内研修等で自殺の危機対応のシミュレーションを行うことが望ましい。
- 自殺の背景調査の進め方は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を参考に平常時に検討。

## 8.4 関係機関等との連携に基づく自殺予防の体制

### 【保護者】

- 保護者との協力体制を築くことが最重要。他方、保護者が経済的な困難を抱えていたり、精神疾患などの疾病があったりするため、子供の危機を受け止めて対応する力に欠ける場合もある。子供だけでなく、保護者を含め、家族全体を支援できる機関につなぐことも必要。

### 【医療機関、福祉機関】

- 自殺の危険度が高い児童生徒への対応においては、医療機関との連携が不可欠。家庭環境の影響も大きく、福祉部局と連携し、保護者を含めて支援することが重要。

### 【ICTを活用した自殺予防対策】

- 学校内外におけるSNSを活用した相談体制の充実。

## 第9章 中途退学



- ✓ 中途退学を余儀なくされる状態を未然に防ぐためには、生徒指導、キャリア教育・進路指導が連携して、生活、学業、進路のそれぞれの側面から社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるよう働きかけ。
- ✓ 学業不振による中途退学を防ぐため、普段の教科指導に加え、就業体験活動などによる労働への適切な理解をもたらすことも重要。また、中途退学後のフォローは、保護者と協力し、教育支援センターや地域若者サポートステーション等と連携して取り組むことが求められる。

## 9.1 中途退学の関連法規と基本方針

- 中途退学には、校長の許可を受け自主退学する場合と学校教育法施行規則第26条に基づく懲戒処分として退学処分を行う場合がある。
- 懲戒処分として行う場合は、
  - ① 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - ② 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
  - ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
  - ④ 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 中途退学への基本方針は、「高等学校中途退学問題への対応について」に記載。

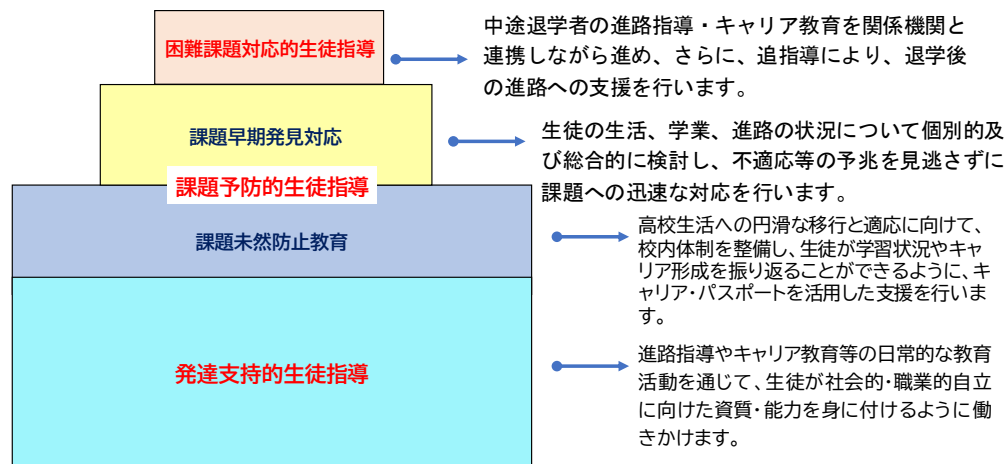
### <「高等学校中途退学問題への対応の基本的視点」>

- ① 生徒の能力・適性、興味・関心、進路などは多様なものとなり、多様で個性的な生徒の実態を踏まえ、高等教育の多様化、柔軟化、個性化の推進
- ② 中途退学の理由は様々であり、学校や家庭との連携で防止できるケースもあるが、積極的な進路変更による中途退学もあり、生徒の状況の的確な把握
- ③ 個に応じた指導のための学習指導や教育相談などの充実に向け、校長のリーダーシップの下で取り組む
- ④ 特に学習指導の改善・充実において「参加する授業」「分かる授業」など魅力ある教育活動の重要性
- ⑤ 積極的な進路変更による中途退学は、生徒の自己実現を援助する方向で指導

## 9.2 中途退学の理解

- 中途退学の多くは、学校生活への不適応が主たる要因。義務教育段階に遡って確認されることがあり、長期欠席や不登校の経験者が中途退学につながるケースが多い。高校入学後の不登校生徒への支援が中途退学の未然防止につながる。
- 本人が中途退学を希望した場合、十分に状況を把握した上で、本人の意思を尊重した支援を行うことが原則。一方、中途退学により進路の選択肢が限定され、ニートや引きこもり状態になる可能性もあり、中途退学後のフォローも重要。

## 9.3 中途退学対応の重層的支援構造



- 入学後の高校生活への適応が中途退学の未然防止につながる。
- 新入生の情報交換会の開催や特に高校での不適応が心配される生徒に特化して情報共有の場を設けることも検討。
- 主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐキャリア・パスポートの活用も有効。
- 学びにおける不適応が顕著に起こる時期は、高校1年生の1学期。特にこの時期は、学習意欲の低下や学校への所属意識の低下などの傾向がある生徒について、学級・ホームルーム担任と教科担任の連携の下で支援し、学習に前向きな姿勢に転じるようにする必要。

- 働くことと学ぶことが密接に結びついていることについての理解を教科指導やインターンシップなどの機会を通じて適切に促す。
- インターンシップにおいて、職場での人間関係の構築や職業が社会で果たす役割をじっくり観察し、考えることができる機会を提供。

## 9.4 中途退学に至る前の早期発見・対応

- 理由なく欠席や遅刻が増えるなど学校生活への不適応傾向が確認された場合は、組織的に対応。背景に個人的背景や家庭的背景がある場合は、チーム学校として対応。
- 学業の遅れがちな生徒に対しては個々の生徒の実態に即した指導内容・指導方法。
- 学校の中で役割を果たす機会を与えることが社会的・職業的自立、中途退学の抑止。

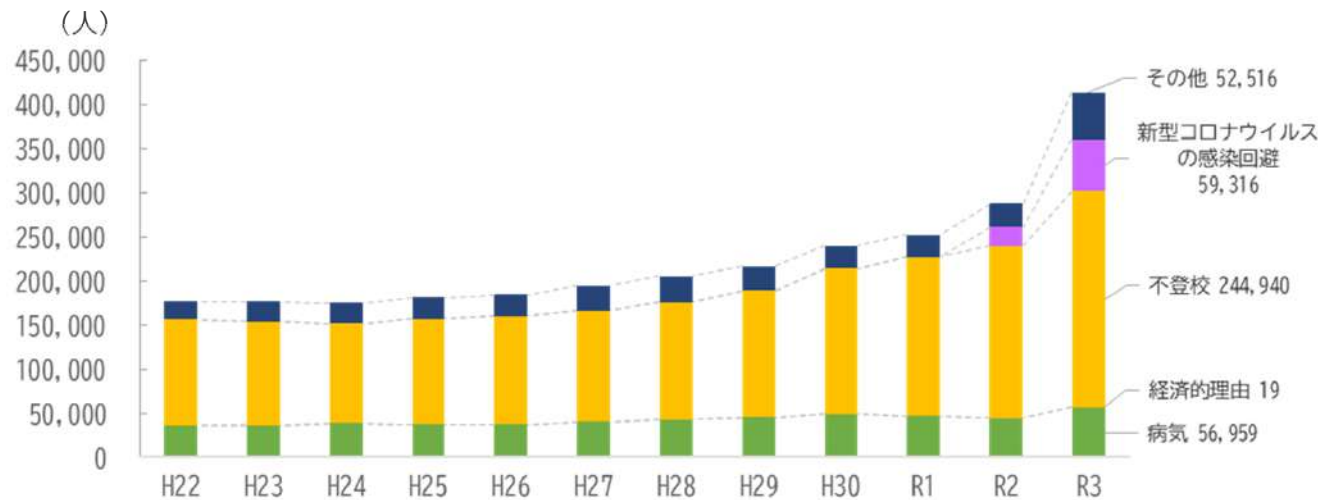
## 9.5 中途退学者の指導と関係機関との連携体制

- 中途退学者に対しては、まずは、高校教育を継続し、卒業することを考える必要があり、定時制や通信制課程等のより柔軟な学習機会を提供する学校等への転学などについて情報提供。
- 就職を希望する場合は、就職指導経験を有する教職員、ハローワークと連携して支援。その際、生徒が丸投げされたという意識をもたないよう、その後の経緯もフォローする必要。
- 就職支援に当たっては、ハローワークとの連携を核に、地域若者サポートステーションやジョブカフェにつなぐ方法もある。

# 小・中学校における長期欠席の状況について

- 小・中学校における長期欠席者数は413,750人(前年度287,747)。
- このうち不登校によるものは**244,940人**(前年度196,127人)、  
新型コロナウイルスの感染回避によるものは**59,316人**(前年度20,905人)となっている。

## 小・中学校における長期欠席者数の推移

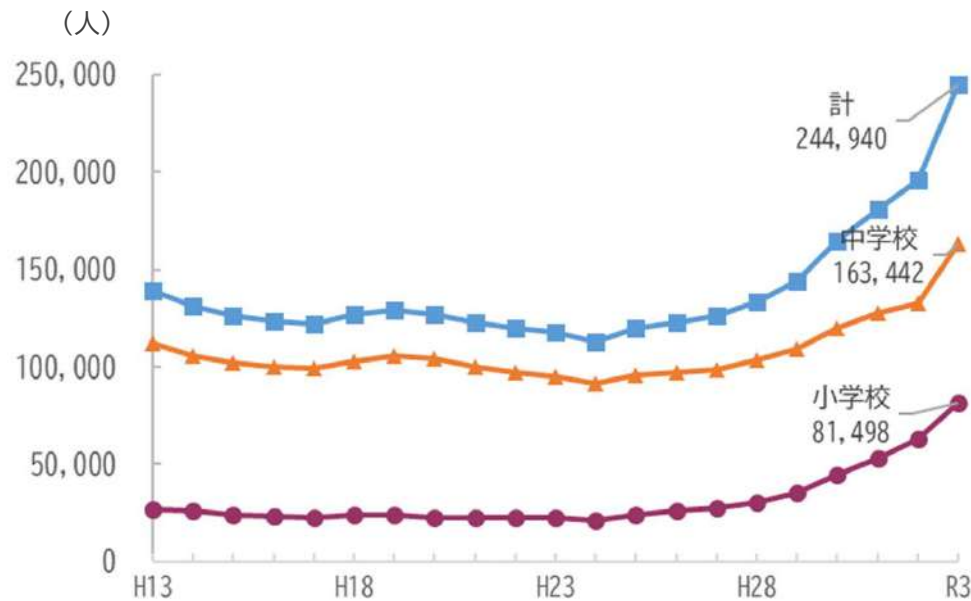


		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	病気	19,611	19,595	20,335	18,763	18,981	19,946	20,325	21,480	23,340	20,955	18,539	22,307
	経済的理由	43	47	34	30	25	18	12	9	15	11	13	7
	不登校	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	14,238	42,963
	その他	10,477	12,076	12,340	12,518	12,992	15,544	16,308	15,997	15,837	15,773	17,606	34,100
計	52,594	54,340	53,952	55,486	57,862	63,091	67,093	72,518	84,033	90,089	113,746	180,875	
中学校	病気	16,810	16,928	18,581	18,668	18,870	21,118	22,488	23,882	26,284	25,779	25,888	34,652
	経済的理由	86	72	57	55	39	31	17	18	9	19	20	12
	不登校	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	6,667	16,353
	その他	10,452	10,497	11,733	11,669	11,247	12,250	13,460	11,623	10,026	9,016	8,649	18,416
計	124,776	122,333	121,817	125,834	127,189	131,807	139,200	144,522	156,006	162,736	174,001	232,875	
計	病気	36,421	36,523	38,916	37,431	37,851	41,064	42,813	45,362	49,624	46,734	44,427	56,959
	経済的理由	129	119	91	85	64	49	29	27	24	30	33	19
	不登校	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	20,905	59,316
	その他	20,929	22,573	24,073	24,187	24,239	27,794	29,768	27,620	25,863	24,789	26,255	52,516
計	177,370	176,673	175,769	181,320	185,051	194,898	206,293	217,040	240,039	252,825	287,747	413,750	

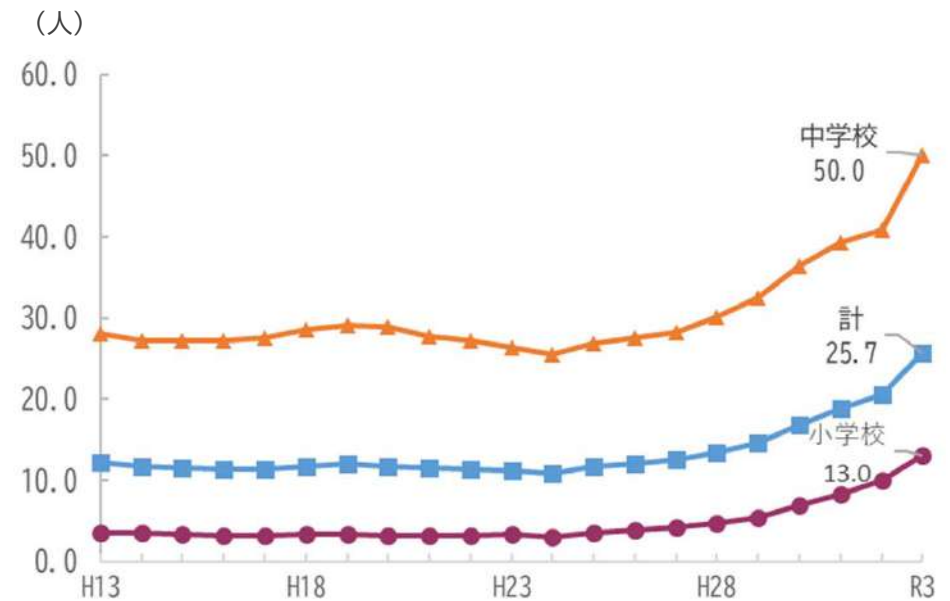
# 小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人(前年度20.5人)。
- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

## 不登校児童生徒数の推移



## 不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)

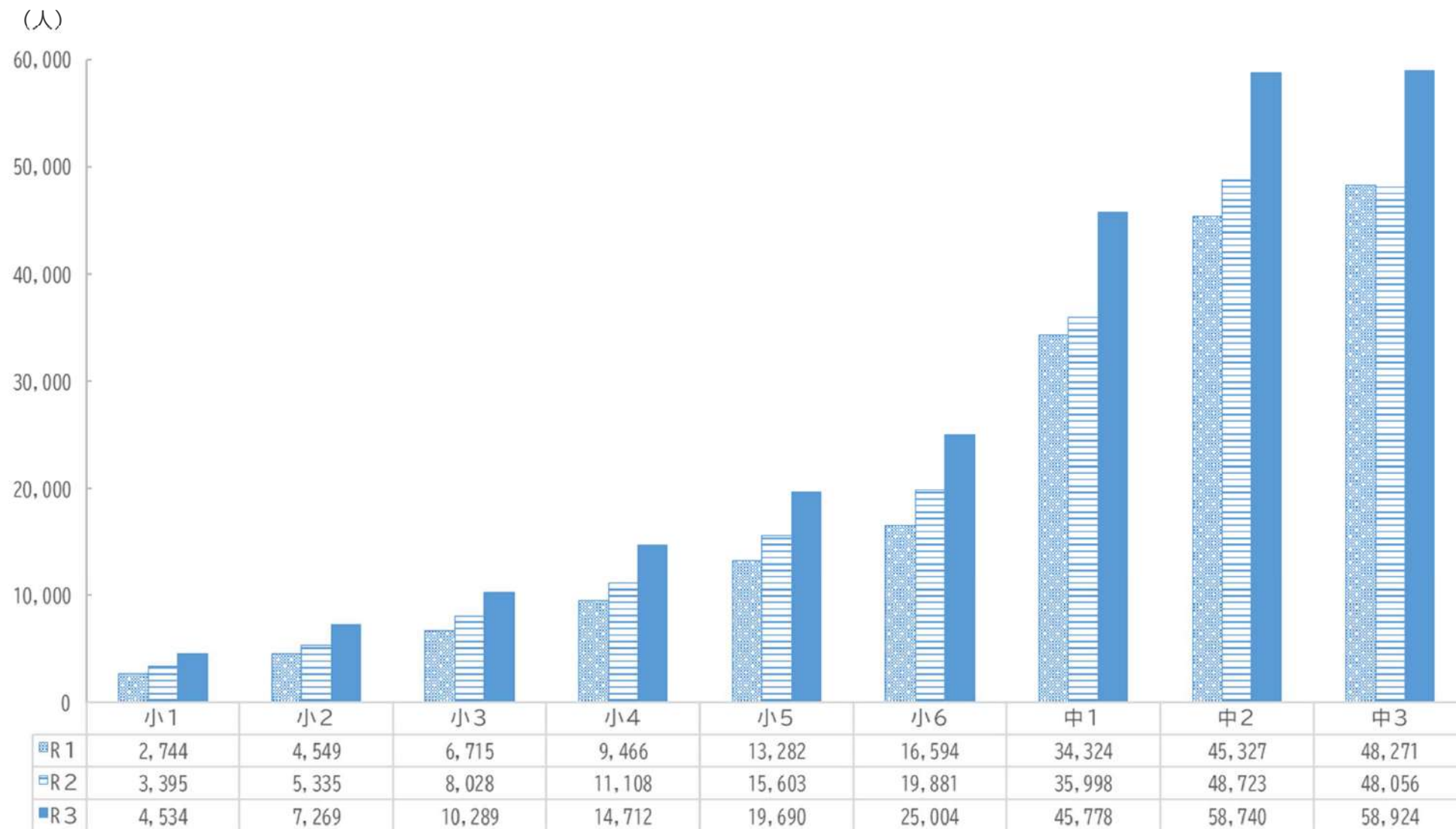


## 不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
計	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7

# 小・中学校における不登校の状況について

## ■ 学年別不登校児童生徒数





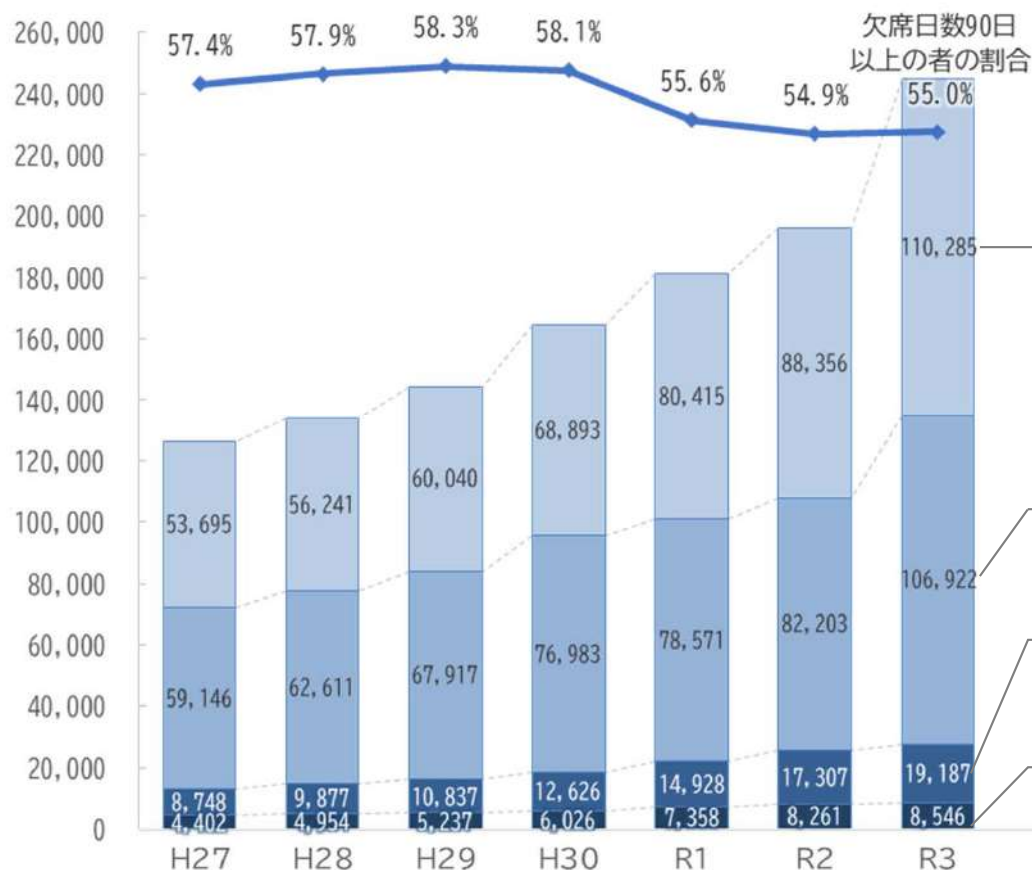
# 小・中学校における不登校の状況について

● 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した者は134,655人(55.0%)であった。

## 不登校児童生徒の欠席期間別人数

● 推移表(小・中合計)

● 令和3年度の状況



	小中合計	小学校	中学校
不登校児童生徒数	244,940	81,498	163,442
欠席日数30～89日の者	110,285	45,488	64,797
	45.0%	55.8%	39.6%
欠席日数90日以上	134,655	36,010	98,645
	55.0%	44.2%	60.4%
うち、出席日数11日以上	106,922	29,569	77,353
	43.7%	36.3%	47.3%
うち、出席日数1～10日	19,187	4,117	15,070
	7.8%	5.1%	9.2%
うち、出席日数0日	8,546	2,324	6,222
	3.5%	2.9%	3.8%

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

# 小・中学校における不登校の状況について

## 不登校の要因

【国公立】小・中学校

	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安		
小学校	81,498	245	5,004	1,508	2,637	160	10	537	1,424	2,718	10,790	1,245	10,708	40,518	3,994
		0.3%	6.1%	1.9%	3.2%	0.2%	0.0%	0.7%	1.7%	3.3%	13.2%	1.5%	13.1%	49.7%	4.9%
中学校	163,442	271	18,737	1,467	10,122	1,414	843	1,184	6,629	3,739	8,922	2,829	18,041	81,278	7,966
		0.2%	11.5%	0.9%	6.2%	0.9%	0.5%	0.7%	4.1%	2.3%	5.5%	1.7%	11.0%	49.7%	4.9%
合計	244,940	516	23,741	2,975	12,759	1,574	853	1,721	8,053	6,457	19,712	4,074	28,749	121,796	11,960
		0.2%	9.7%	1.2%	5.2%	0.6%	0.3%	0.7%	3.3%	2.6%	8.0%	1.7%	11.7%	49.7%	4.9%

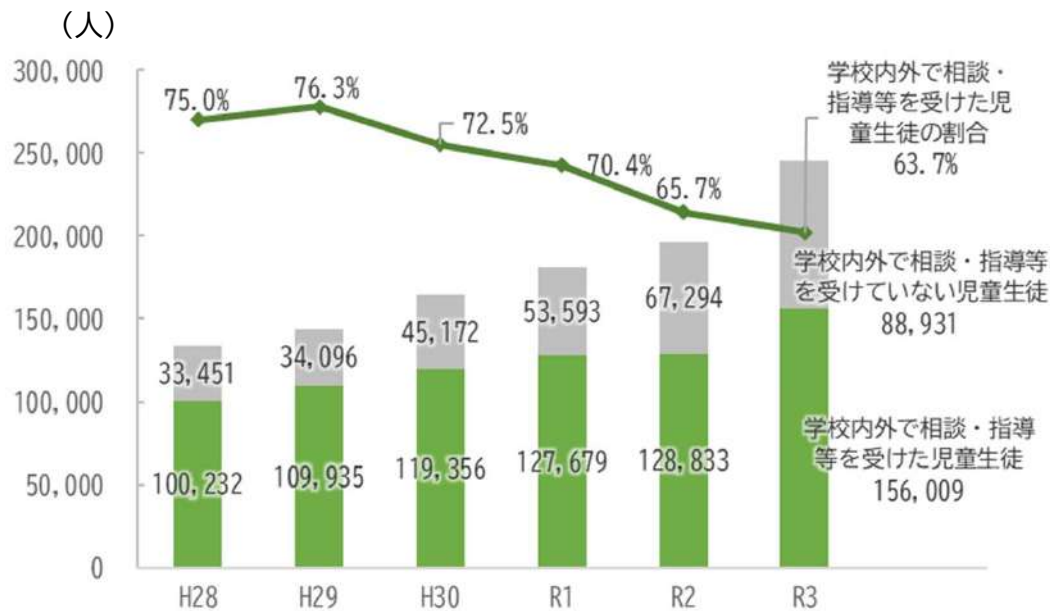
※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

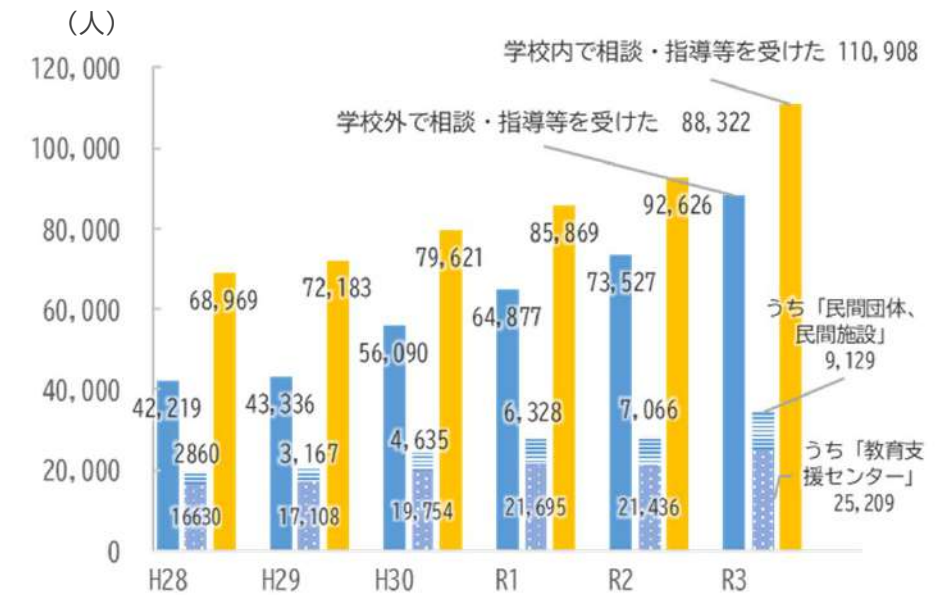
# 小・中学校における不登校の状況について

● 学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約15万6千人(前年度約12万9千人)で、不登校児童生徒に占める割合は63.7%(前年度65.7%)である。

## 不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況

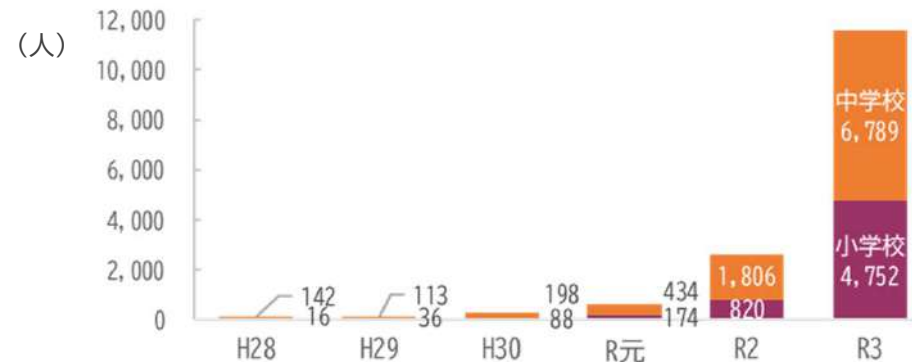


## 学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒の状況



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

## 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数



## 第10章 不登校

.....

- ✓ 不登校児童生徒への支援に当たっては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指す働きかけが求められる。
- ✓ 魅力ある学校づくりと同時に、不登校の多様な要因や背景を適切にアセスメントして対応方針を定め、多職種の専門家や関係機関と連携してチーム学校としての体制を整備することが重要。

## 10.1 不登校に関する関連法規・基本指針

### 不登校の定義

- 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの

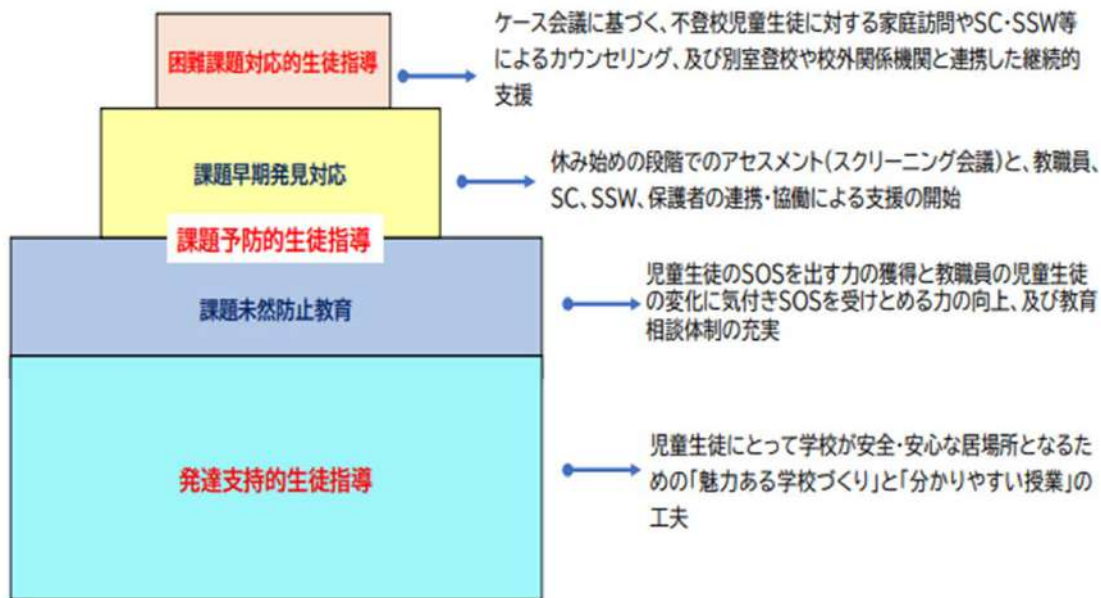
- 平成28年：「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立。
- 平成29年：「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」を策定。
  - 「不登校児童生徒に問題がある」という決めつけを払拭し、学校・家庭・社会が当該児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことが、自己肯定感を高めるためにも重要
  - 児童生徒の多様で適切な学習機会の確保（教育支援センター、不登校特例校、フリースクール、夜間中学等）
  - 上記の機関における学びを校長の判断により指導要録上の出席扱いとし、児童生徒の目標の幅を広げるよう支援
- 不登校児童生徒への支援に必要なのは、不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげるというアセスメントの視点。
- 「なぜ行けなくなったのか」と原因のみを追求したり、「どうしたら行けるか」という方法のみにこだわったりするのではなく、どのような学校であれば行けるかという支援コースや、当該児童生徒の気持ちを理解し、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援が必要。
- 不登校児童生徒への支援の目標は、社会的自立を果たすこと。学校復帰にこだわらず、児童生徒が自らの進路を主体的に考え、個に応じた多様な社会的自立に向け目標の幅を広げた支援が必要。

## 10.2 不登校対応に求められる学校の組織体制と計画

### 【教育相談体制の充実】

- 児童生徒理解・支援シートを活用し、不登校児童生徒に対する個別の支援策について、保護者とも連携の下で作成し、個人情報保護にも配慮しつつ、校内での情報共有や校種を超えた情報の引継ぎを行う。
- 公式な組織体制でなくとも、普段から、不登校児童生徒について情報交換したり、対応を検討できる非公式なケース会議も有効。
- **養護教諭**：学級担任や保護者との連絡を通して、不登校の予兆の早期発見や、保健室登校の対応等の関わりを行う。
- **教育相談担当教諭**：教職員の立場でカウンセリングや相談業務に関わる。
- **特別支援教育コーディネーター**：発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒への支援に当たり、校内委員会や研修会の企画・運営、関係機関との連絡調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。
- **SCやSSW**：心理的や要因が大きなケースではSCが、福祉的な要因が考えられる場合にはSSWの視点が有効。

## 10.3 不登校に関する生徒指導の重層的支援構造



### 【不登校対策につながる発達支持的生徒指導】

- 全ての児童生徒にとって、所属クラスが安心・安全な居場所とする取組が重要。
- 特に入学直後やクラス換え後は、日々の授業や特別活動を通し、個々の学びを保障する分かりやすい授業の工夫やクラスが安心して快適に過ごせるような雰囲気づくり、居場所づくりが求められる。
- 学業の不振も不登校の原因となる場合があることから、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導等の工夫・改善を行い、個に応じた学習指導の充実。

### 【不登校対策としての課題未然防止教育】

- 児童生徒が自らの精神状態を理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出す方法を身に付ける教育の推進と同時に、養護教諭やSC・SSW等による心身の健康保持に関する教育や保護者向けの学習会等の実施。
- 児童生徒のSOSをキャッチするための教職員の研修や意識改革も重要。児童生徒の健康状況や気持ちの変化等を可視化するためのツールも開発されており、こうしたツールを有効活用するため、教育相談コーディネーター、養護教諭、SC・SSWなどが連携して多角的多面的な児童生徒理解を可能とする教育相談体制の構築や教員とSC・SSW相互コンサルテーションにより、教員の不登校児童生徒への対応のヒントが得られたり、保護者支援の方向性が見いだせたりするなど支援の幅が広がる効果を期待。

### 【課題早期発見】

- 気になる児童生徒について、早期に複数人で検討・共有するスクリーニング会議を行うことや予兆を把握するためのアセスメントツールの活用等も効果的。
- 保健室や相談室との連携も重要であり、養護教諭やSCと適切に情報共有し、心身に不調のある児童生徒を早期に把握する必要。
- 心身の不調の背景に家庭要因が絡むこともあり、学校と家庭との情報共有が必要であり、不登校になった場合は、保護者へのカウンセリングも重要。

## 【不登校児童生徒支援としての困難課題対応的生徒指導】

### ➤ ケース会議による具体的な対応の決定

- 児童生徒や学級への的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策についてケース会議で検討し、実効的なチーム支援体制の構築が求められる。
- BPSモデルに基づき、「生物学的要因（発達障害、病気等）」、「心理学的要因（認知、感情、信念、パーソナリティ等）」及び「社会的要因（家庭や学校の環境、人間関係等）」に注目した多面的なアセスメントが求められる。
- 児童生徒理解で終わらず、具体的な支援（校内で支えるのか、学校外の関係機関に支援を求めるか、どの関係機関が良いか）まで検討。

### ➤ 校内における支援

- 児童生徒の避難場所や不登校児童生徒の学校に戻る際の通過点として、別室登校を経ることが多い。保健室や相談室、校内教育支援センター等の別室で安心して過ごせるよう、教職員の配置や学習機会の整備等を組織的に運営することが必要。
- 本人の気持ちにあわせて、自己肯定感が向上するような対応、徐々に教室に戻るための工夫、教室での自然な迎え入れや働きかけも考えられる。

### ➤ 家庭訪問の実施

- 不登校児童生徒にとって、学級担任が家庭を訪問することは抵抗や不安をもたらす場合もあり、重要なことは、教職員から児童生徒に対して「気にかけている」というメッセージを伝えることである。
- 登校を強く促したり、勉強の不安を喚起したりするなどの対応は、児童生徒にとって苦しく受け入れがたい関わりになる。
- 家庭訪問を行う際は、その意図・目的及び方法や成果を検証し、適切な家庭訪問を行う必要。関係機関が連携したアウトリーチ支援も重要。

### ➤ 家庭や保護者を支える

- 児童生徒の将来について不安を抱えている保護者が多く、まずは家庭との信頼関係を築くことが重要。
- 保護者への個別面談の中で、丁寧に保護者の不安や心配事を聴き取ることで、児童生徒への関わりを見直す契機にもなり得る。保護者の児童生徒への関わりが改善すると、児童生徒にポジティブな変化が見られる場合もある。
- 親の会や保護者同士の学習会を紹介するなど保護者を支えることが間接的に不登校児童生徒への支援にもつながる。

### ➤ 校種を越えた移行期における支援の大切さ

- 校種間の移行期に支援が途切れ一から支援の在り方を模索するのではなく、児童生徒理解・支援シート等を活用し、切れ目のない支援が求められる。

### ➤ 多様な自立の在り方に向けての進路支援

- 高校段階の進路については、多様な選択肢があり、学び直しの支援や生徒の生活に合わせた通学時間、修業年限を選べる高校等もあり、多様な進路の情報提供を行い、自分にあった学校や教育内容が充実している高校を選ぶことが重要。

## 10.4 関係機関等との連携体制

- 多様化する不登校に対して、学校だけの力では、十分な支援を行うことは難しくなっており、不登校の要因の多様化に伴い、連携すべき関係機関も多岐にわたる。
- 教育委員会が設置する教育支援センターは不登校児童生徒への学習支援やカウンセリング、保護者への面談等も行っており、地域での不登校児童生徒への支援の中核として期待。以下の機関と在籍校とで活動記録を共有する等により指導要録上出席扱いが可能。
  - ✓ **不登校特例校**  
不登校児童生徒の実態に配慮し、特別な教育課程で学びを提供
  - ✓ **夜間中学校**  
義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の学びの場として活用
  - ✓ **フリースクール（NPO等）**  
民間団体やNPO等が主催する教育施設
- 虐待や貧困、保護者の病気などの場合は、児童相談所や市町村が相談や支援を実施。
- 非行や暴力行為が伴う場合には警察や少年サポートセンターにおいて相談や支援を実施。
- 関係機関を活用する場合は、まず、不登校児童生徒が何に困っているか、どのような関わりを必要としているか正確にアセスメントする。
- いじめによる不登校であれば、教育支援センター等の紹介が考えられるが、虐待の場合は、児相への通告が義務になっている。
- 発達障害等の障害が背景にある場合は、相談支援機関や医療機関につなげることが必要。
- 深刻な非行は、警察の少年課が窓口となるほか、法務少年支援センター（少年鑑別所）も心理面のアセスメントが可能。
- 必要な関係機関が見つかった場合には、なぜ当該機関が児童生徒に必要であるか保護者及び本人への説明が必要であり、この説明と納得の過程なしに外部機関を紹介すると「学校に見捨てられた」等の不安を与える場合もありうる。
- 外部機関につないだ後も、学校と外部機関で責任を分け持つことが大切であり、学校でのこれまでの活動状況等を教育相談コーディネーターやSC・SSW等を通じて共有し学校と関係機関をつなぐ作業が求められる。



# 不登校

## 増加要因として考えられること

- 新型コロナウイルス感染症拡大による影響
  - (1) 学校での活動が制限されたことで、①人間関係形成する機会が減少、②登校意欲の低下
  - (2) 不定期の休校などにより、①生活リズムの乱れ、②欠席に対する抵抗の減少、③自宅で過ごす時間の増加
  - (3) 子供へのはたらきかけの制限（感染拡大防止策の観点から、体調不良に対する登校を促すことの困難さ）
- 教育機会確保法等の理解の浸透
  - (1) 不登校に対する意識が変化し、①無理に登校しなくてもよい、②保護者の価値観の変化
  - (2) 多様な教育機会の広がり、①教育支援センター・フリースクールなど、②ICTによる出席扱い
- 人間関係や環境への不適応
  - (1) 集団生活への不適応、人間関係構築の困難さ
  - (2) 入学、進級時等の教育環境の変化によるストレス（例えば、いわゆる中1ギャップ）
  - (3) 家庭環境の複雑化・困難化などの変化

## 登校に至らないものの好変化がみられた取組

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
  - (1) スクールカウンセラーの面談を通して、不安や悩みなどが軽減し、気持ちが前向きに変化
  - (2) スクールソーシャルワーカーと連携し、アセスメントやスクリーニング、家庭訪問などにより、意欲が向上
- ICTの活用
  - (1) オンラインによる面談、他の児童生徒との交流、不登校児童生徒同士の交流 など
  - (2) 自宅や別室などからオンラインによる授業の参加・中継、個別の学習支援 など
- 多様な受け入れの場の確保
  - (1) 校内教育支援教室（適応教室）や保健室の活用により、意欲が回復
  - (2) 教育支援センターなどでの個別支援や体験活動などにより、児童生徒の自信が回復

# 高等学校における長期欠席の状況について

- 高等学校における長期欠席者数は118,232人(前年度80,527人)。
- このうち不登校によるものは50,985人(前年度43,051人)、新型コロナウイルスの感染回避によるものは12,388人(前年度9,382人)となっている。

## 高等学校における長期欠席者数の推移



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
病気	14,010	13,277	12,457	12,794	12,821	14,266	14,394	15,632	15,812	16,358	16,521	22,864
経済的理由	2,278	2,464	2,405	2,281	2,044	1,606	1,263	1,036	764	644	429	385
不登校	55,776	56,361	57,664	55,655	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051	50,985
新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	9,382	12,388
その他	15,724	14,424	13,357	13,235	12,592	13,922	15,169	14,002	11,453	9,673	11,144	31,610
計	87,788	86,526	85,883	83,965	80,613	79,357	79,391	80,313	80,752	76,775	80,527	118,232

※ 令和元年度調査までは、年度間に30日以上欠席した生徒について調査。

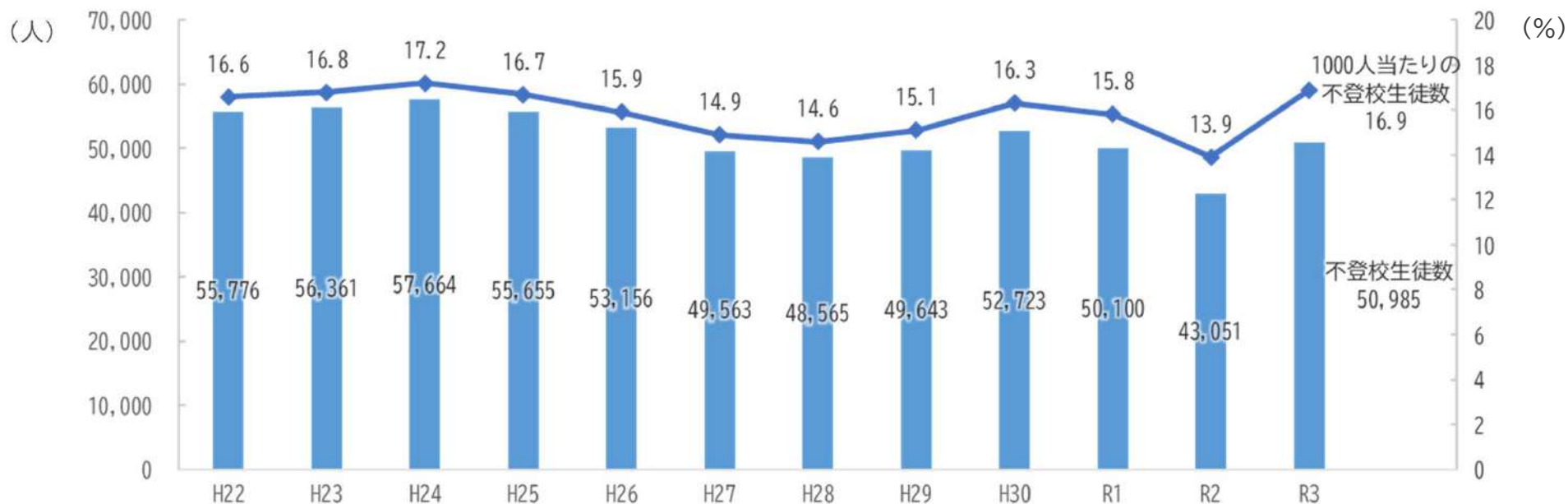
※ 令和2年度調査から「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった生徒について調査。

※ 令和2年度調査から、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

# 高等学校における不登校の状況について

- 高等学校における不登校生徒数は50,985人(前年度43,051人)であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、16.9人(前年度13.9人)である。

## 不登校生徒数の推移



- 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の17.6%である。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
国公立計	42,037	82.4%	7,150	14.0%	1,186	2.3%	612	1.2%	50,985

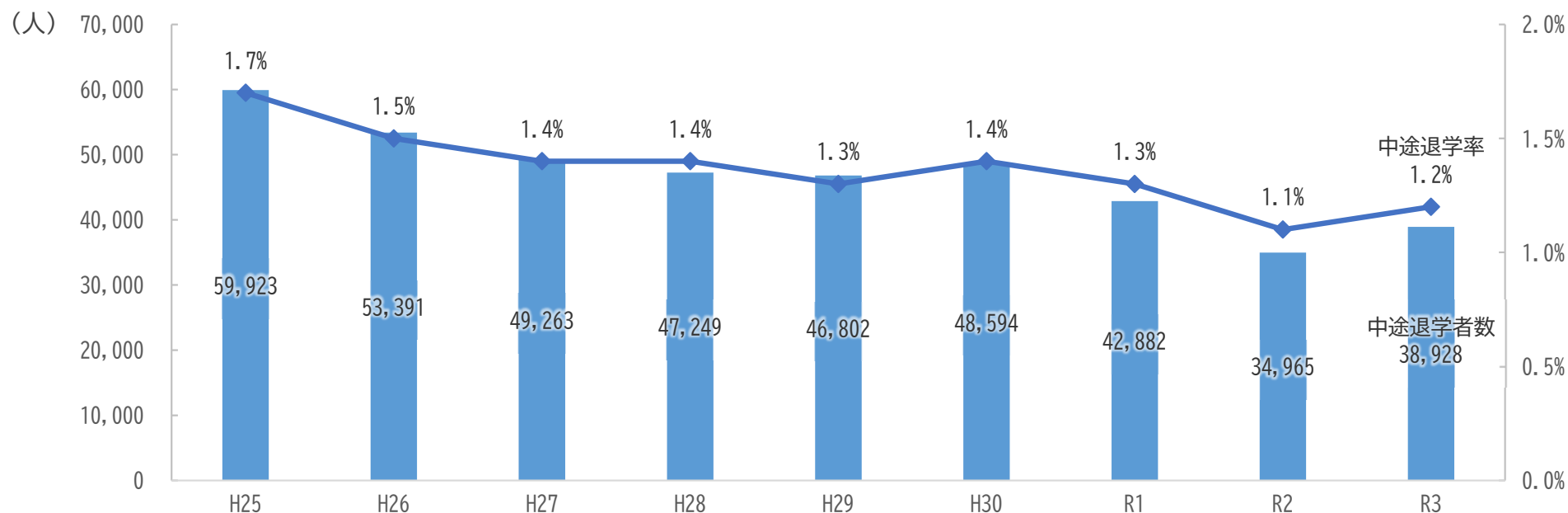
	国公立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	8,940	17.5%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,006	5.9%

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

# 高等学校における中途退学の状況について

● 高等学校における中途退学者数は38,928人(前年度34,965人)であり、中途退学者の割合は1.2%(前年度1.1%)である。

## 高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移



※中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

## 事由別中途退学者数

	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
R1	2,905 6.8%	15,678 36.6%	15,237 35.5%	2,009 4.7%	782 1.8%	1,800 4.2%	1,614 3.8%	2,857 6.7%
R2	2,029 5.8%	10,662 30.5%	15,087 43.1%	1,650 4.7%	509 1.5%	1,402 4.0%	991 2.8%	2,635 7.5%
R3	2,560 6.6%	11,855 30.5%	17,219 44.2%	1,919 4.9%	532 1.4%	1,478 3.8%	954 2.5%	2,411 6.2%

※中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択したもの。

※上段:人数  
下段:中途退学者に対する割合

## 第12章 性に関する問題

- ✓ 児童生徒を取り巻く性に関する状況においては、若年層のエイズ及び性感染症、人工妊娠中絶、性犯罪・性暴力、性の多様性など様々な課題が見られる。
- ✓ こうした課題への対応に当たっては、関連法規の理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が安心できる環境や相談体制の整備、チーム学校としての組織づくりが求められる。

## 12.1 性に関する法律・方針等

- ・平成15年：性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律
- ・平成22年：児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）  
⇒性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した上で対応するよう要請
- ・平成27年：性同一性障害に係る児童生徒の対するきめ細かな対応の実施等について（通知）  
⇒性同一性障害に係る児童生徒等への具体的配慮事項
- ・令和2年：性犯罪・性暴力対策の強化の方針  
⇒全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」の推進

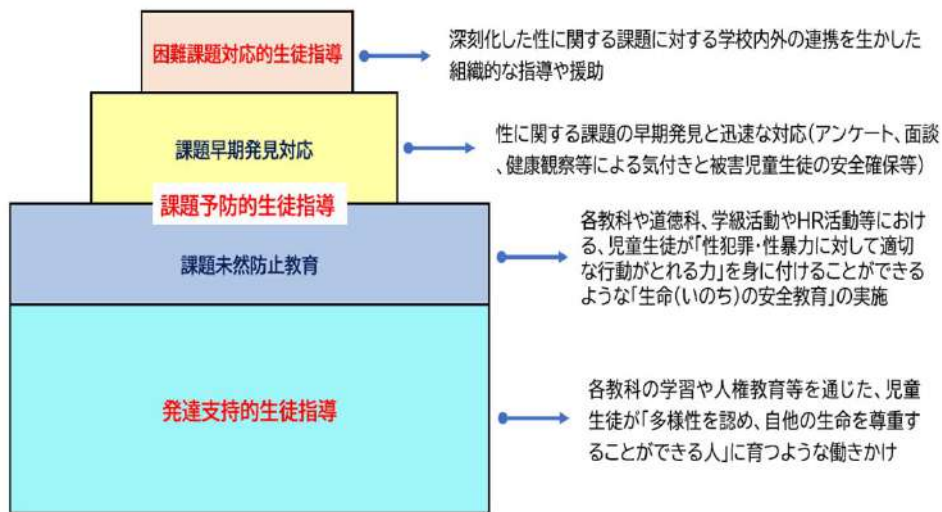
## 12.2 学校における性に関する指導

- 学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるよう、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導。
- 指導に当たっては、①発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者の理解を得ること、④事前に集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の状況に応じて個別に指導する内容を区別すること等に留意し、計画性を持って実施することが必要。

## 12.3 性に関する課題の早期発見・対応

- 養護教諭は、いじめや虐待、性被害等も発見しやすい立場にあり、養護教諭と関係する教職員で情報共有し、連携して支援することが必要。
- 役割を分担しチームで対応、必要に応じて医療機関や警察等とも連携

## 12.4 性犯罪・性暴力の課題への対応と重層的支援構造



- 「生命（いのち）の安全教育」は、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、自分や相手を尊重する態度などを発達段階に応じて身に付けることを目標。
- 性的被害に遭った児童生徒への対応に当たっては、教員がトラウマに関する知識と理解を持つことが不可欠。無自覚に当該児童生徒を傷つけたりしてしまうことになりかねない。学校で抱え込まずに、警察、性被害者等のためのワンストップセンター、児童相談所等と連携。
- 性的虐待や性的被害などに遭遇した児童生徒に対しては慎重な対応が求められるため、早期に専門家に相談することが重要。

## 12.5 「性的マイノリティ」に関する課題と対応

- 学級・HRにおいては、いかなるいじめや差別も許さない適切な生徒指導、人権教育を推進し、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努める。
- 自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、相談しやすい環境を整えるとともに、教職員自身が理解を深めることも重要。
- 教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が秘匿しておきたい場合があることに留意が必要。本人や保護者に十分な説明・相談や理解を得る働きかけが求められる。

### 【関係機関との連携】

- **保護者との連携**
  - 保護者がその子の性同一性に関する悩みや不安を受容している場合は、緊密に連携して支援を進めることが必要であり、そうでない場合でも、十分に話し合い、支援する必要。
- **医療機関との連携**
  - 医療機関による診断や助言を通じて学校が専門的知見を得るとともに、教職員や児童生徒、保護者への説明材料として活用。
  - 連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則だが、個人情報に関連しない範囲での助言も有効。

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

## 第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

---

- ✓ 発達障害、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合もあり、加えて、4章～12章の各課題の背景になる場合も少なくない。
- ✓ 近年、これらの課題に関連する法律や通知等の整備も進んでおり、そのことを理解した上で、生徒指導を行うことが強く求められている。



## 13.1 発達障害に関する理解と対応

- 「障害者差別解消法」に基づき、障害を理由とする「不当な差別的な取扱い」の禁止と障害者への「合理的配慮の提供」が求められる。
- 個別的な配慮として、学習内容についての変更・調整や教材等への配慮、体験的な学習の機会を提供するなどが想定される。加えて、心理面や健康面の配慮も大切。
- 発達障害の診断がないグレーゾーンの児童生徒も少なくないため、診断の有無により対応を考えるのではなく、児童生徒が抱える困難さから対応を考えることが大切。
- 発達障害による能力的な偏りに気付かれず、つまづきや失敗が繰り返されると暴力行為や不登校等の二次的問題につながるおそれ。見えている現象への対応だけでなく、見えない部分にも意識を向けて背景や要因を考え対応する必要。
- 発達障害を含む障害のある特別な教育的ニーズに対する支援は、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会で検討。
- 学習面で困難のある児童生徒に対しては、強みを活かした学習方法や合理的配慮により、実力を伸ばし、評価される支援を検討。
- 行動面で困難のある場合は、注意や叱責だけでは改善が難しく、どういう行動をとればいいのか具体的に教え、実行出来たら褒めるなどの指導を通じて成就感や達成感が得られる経験とそれを認めてくれる人間関係が重要。
- 対人関係に困難を抱える場合には、相手の気持ちや感情の読み取り、コミュニケーションの取り方等について具体的な指導・支援。
- 関係機関による発達上の課題の分析や検査による評価を行うことは、児童生徒の特性に関する見方とその指導・支援方法が分かり、保護者・教職員の共通理解に資する。保護者と信頼関係を構築することが不可欠。

## 13.2 精神疾患に関する理解と対応

- 多くの精神疾患は、不安、抑うつ気分、不眠等から始まることが多いが、そのまま対処せずにいると、個々の疾患に発展する恐れ。見過ごさず、生活リズムや生活環境の改善に配慮する等適切な対応が求められる。
- これらの症状は誰にでも生じるものであり、日頃からその人の性格等を理解し、違ったことが出てきた場合は注意。
- 発達障害による能力的な偏りに気付かれず、つまづきや失敗が繰り返されると暴力行為や不登校等の二次的問題につながるおそれ。見えない部分にも意識を向けて背景や要因を考え対応する必要。
- 精神疾患は、①誰にでも起こりえること、②発症には睡眠などの生活習慣が影響すること、③早めに誰かに相談することを児童生徒も周囲の大人も理解し行動できるようにしておくことが重要。
- 児童生徒から相談を受けた場合は、傾聴し、不安を受け止めるとともに、地域の専門医につなげることが必要。

### 13.3 健康課題に関する理解と対応

- 日々の健康観察や健康相談等を通じて、児童生徒の心身の健康課題を把握。学級・ホームルーム担任や養護教諭をはじめ関係者間で情報交換を行い、医学的要因か心理社会的要因か環境要因か課題の本質を捉え、医療等との連携が必要か見極めることが重要。
- 生徒指導上の課題の背景に健康課題がある場合もあり、養護教諭と他の教職員が日常的に連携することが求められる。医療機関等関係機関との連携も必要であり、連携方法や担当窓口等を正しく把握しておくことが重要。

### 13.4 支援を要する家庭状況

- 学校が家庭を支援するに当たっては、家庭の在り方を批判したり、指導したりするのではなく、家庭と協働して児童生徒の教育にあたる姿勢が重要。
- 学校が家庭に対して行う支援等は、原則的に保護者の了解や同意を前提とするため、保護者の援助要請を的確に引き出す力も必要。
- 児福法上の要保護児童、要支援児童、特定妊婦は、法令に則り、適切に福祉機関への通告や要対協を通じた関係機関間の連携が必要。

#### 子供の貧困への対応

- ✓ 近年の子供の貧困は見えにくくなっている。
- ✓ 貧困の影響は、直接的影響に限らず、進路に希望が持てない等様々な影響。
- ✓ 貧困の兆しが見られる場合SSW等と連携して、家庭の状況把握や必要な支援の提供が必要。  
※ひとり親家庭への経済的支援、就学援助、保険料滞納家庭の子に対する短期被保険者証の発行等

#### 社会的養護の対象児童生徒

- ✓ 社会的養護とは、保護者のない児童や要保護児童については、公的責任で社会的に養育や保護を行うこと。
- ✓ 心身に傷ついた経験を有し、保護者や家族と離れて生活しており大きな困難を抱えている児童生徒が多く、学校は、施設や里親、児相等と連携し、アセスメントを共有するなど支援方針を一致させることが重要。

#### ヤングケアラー

- ✓ ヤングケアラーの特徴や実情を理解し、早期発見・対応につなげる。
- ✓ 「かわいそうな子」と捉えるのではなく、家族ケアの価値を認めつつ、児童生徒の気持ちに寄り添い、過度な負担により、子供の育ちに影響が出ないよう、周囲の大人が理解の上、社会的支援がなされる環境を整える。

#### 外国人児童生徒

- ✓ 文化や言語の違い等の困難に直面することが多く、不登校やいじめ、中途退学に発展する場合がある。
- ✓ 児童生徒や保護者に寄り添い、多様性を受容し、互いを理解し、尊重する学校づくりが必要。
- ✓ 保護者が日本語を話せない場合等は、学校が積極的に本人や保護者のニーズを把握し、必要な支援につなぐ必要。

ご清聴ありがとうございました

文部科学省 生徒指導提要

検索



文部科学省

初等中等教育局児童生徒課